

原議保存期間	30年(平成62年3月31日まで)
有効期間	一種(平成62年3月31日まで)

各都道府県警察の長
 庁内関係局部課長 殿
 各地方機関の長
 (参考送付先)
 各附属機関の長

警察庁丙刑企発第111号、丙組企発第66号
 丙生企発第94号、丙交企発第97号
 丙備企発第179号、丙外事発第75号
 丙情企発第58号

平成31年4月26日
 警察庁刑事局長
 警察庁生活安全局長
 警察庁交通局長
 警察庁警備局長
 警察庁情報通信局長

「犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の運用に当たっての留意事項」
 の改正について(通達)

犯罪捜査のための通信傍受に関する法律(平成11年法律第137号。以下「法」という。)の運用については、「「犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の運用に当たっての留意事項」の改正について」(平成28年10月20日付け警察庁丙刑企発第67号等。以下「旧通達」という。))をもって示達したところであるが、この度、刑事訴訟法等の一部を改正する法律(平成28年法律第54号)により、法が改正されたことに伴い、留意事項を別添のとおり改正したので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

なお、以下本通達において、

- 「最高裁判所規則」とは、「犯罪捜査のための通信傍受に関する規則」(平成12年最高裁判所規則第6号)
- 「通信傍受規則」とは、「通信傍受規則」(平成12年国家公安委員会規則第13号)
- 「次長通達」とは、「通信傍受規則の制定について(依命通達)」(平成12年8月11日付け警察庁乙刑発第21号等)
- 「書式例」とは、「「犯罪捜査のための通信傍受に関する司法警察職員捜査書類書式例の全部改正について(指示)」(平成31年4月19日付け最高検企第117号)

をいうものとするほか、用語の意義は法、最高裁判所規則及び通信傍受規則に定めるところによる。

また、本通達は平成31年6月1日から実施することとし、同日をもって旧通達

は廃止する。

別添

犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の運用に当たっての留意事項

第1 傍受令状を請求することができる警察官の指定

1 指定に関する都道府県公安委員会規則の制定

傍受令状の請求及び傍受ができる期間の延長の請求をすることができる都道府県警察の警察官については、法第4条第1項及び法第7条第1項の規定に基づき、都道府県公安委員会が指定することとされているので、所要の都道府県公安委員会規則の制定のための手続を執るものとする。

2 指定の対象

法第4条第1項及び法第7条第1項の規定に基づく傍受令状の請求及び傍受ができる期間の延長の請求をすることができる都道府県警察の警察官の指定は、(1)又は(2)に掲げる者について行うものとする。ただし、職務の性質により必要がないと認められる者については、指定を要しないものとする。

なお、都道府県警察において、その他の警察官について指定する必要があると認めるときは、事前に警察庁に報告するものとする。

- (1) 都道府県警察（方面）本部の刑事部、組織犯罪対策部若しくは暴力団対策部、生活安全部、交通部又は警備部（警視庁にあっては、公安部）に勤務する警視以上の警察官（方面本部にあっては、これらに対応する部門に勤務する警視以上の警察官）
- (2) 警察署に勤務する警視以上の警察官

3 裁判所への通知

1の都道府県公安委員会規則を制定したときは、最高裁判所規則第2条第2項の規定に従い、確実に、都道府県公安委員会規則を制定した旨及びその内容を当該都道府県の区域を管轄する地方裁判所に通知しなければならない。また、当該規則を改正した場合も同様である。

4 指定警察官への教養

法が傍受令状の請求権者を限定する趣旨は、通信の傍受が憲法の保障する通信の秘密に制約を加えるものであり、捜索・差押え等の従来の強制処分とは異なり、継続的かつ密行的に行われることから、そのような捜査が真に必要な場合に限られるべきであり、その判断には、特に慎重を期すべきであるから、傍受令状の請求権者をより高い立場からの判断ができると思われる地位にある者に限定するというものである。

そこで、傍受令状の請求等を行うことができる警察官として指定した者については、その者が法の趣旨に沿った役割を迅速・的確に遂行し得るようになるために、傍受令状の請求手続、傍受の実施及び再生の実施の手続、保秘の徹底等の実施上の留意事項等に関する必要な教養を行うものとする。

第2 捜査主任官等

通信傍受規則第5条の規定により、警察本部長は、捜査主任官、傍受実施主任官及び通信記録物等管理者を指名するものとされたが、これは、その適正な遂行についての責任の所在を明らかにすることにより、傍受の実施、再生の実施、通信記録物等の管理等の適正に万全を期そうとするものである。

1 捜査主任官

傍受を行う事件の捜査について、全般を把握して捜査方針を立てるなどの職務は、極めて高い重要性を帯びることとなるため、通信傍受規則第5条第1項の規定により、警察本部長が捜査主任官を指名しなければならないこととされた。

通信傍受規則上は、捜査主任官となる警察官の階級に限定はないが、その職務の重要性、その統括下の捜査態勢の大きさ等から、通常、警視以上を捜査主任官として指名することが適当である。

なお、警察署長の指揮の下で捜査していた事件が、捜査の進捗により傍受を行うこととなったときは、警察本部長が指揮すべき事件となることは当然であり、また、通信傍受規則第5条第1項の規定により、警察本部長が捜査主任官を指名し直さなければならないこととなる。

2 傍受実施主任官

傍受実施主任官は、最小化等に関する警察本部長の指示書の写しを携帯し、捜査主任官の命を受け、傍受の実施等に従事する職員を指揮監督するものとされている（通信傍受規則第5条第4項及び同規則第8条第2項（同条第3項において準用する場合を含む。））。

具体的には、傍受実施主任官は、法第10条各項の規定による傍受令状の提示、法第11条第1項の規定による処分、法第12条の規定による協力の要請、通信傍受規則第12条第1項（同条第5項において準用する場合を含む。第7の4(2)及び(3)において同じ。）の規定による立会人に対する説明、法第24条第1項又は法第26条第1項若しくは第2項の規定による傍受又は再生をした通信の記録、法第25条第4項又は法第26条第4項の規定による記録媒体の提出等の適正について責任を負うほか、最も重要な職務として、最小化等に関する警察本部長の指示等に従い、自らスポット傍受又はスポット再生（法第23条第4項の規定によりその例によることとされる法第21条第3項の規定

による再生であって、傍受すべき通信に該当するかどうか明らかでない通信に係るものを含む。以下同じ。)を行って適正に該当性判断をするなどの責任を負う。

このように、傍受実施主任官は、傍受の実施(一時的保存型傍受(法第20条第1項の規定による傍受をいう。以下同じ。)の実施及び特定電子計算機使用型一時的保存傍受(法第23条第1項第2号の規定による傍受をいう。以下同じ。)の実施を除く。以下この項において同じ。)又は再生の実施をしている間は、基本的には、傍受の実施の場所に位置して職務を行うことが予定されているので、例えば、中断なしで傍受の実施や再生の実施を何日も行うような場合は、警察本部長は、傍受実施主任官を複数指名して交代制で傍受の実施又は再生の実施に当たらせるなどの適切な措置を講ずるものとする。

3 通信記録物等管理者

通信記録物等管理者は、通信記録物等の管理に関する捜査主任官の職務を補助することとされ(通信傍受規則第5条第5項)、具体的な職務の内容は、第10で述べるとおりである。

そして、通信記録物等管理者は、通信記録物等が作成されたときに通信傍受規則第24条第2項の規定による通知を受け、また、所要の出納手続等も行うこととなるため、通信記録物等管理者が不在の場合に、通信記録物等の適正な管理に間隙を生じさせないようにするため、警察本部長は、その不在の間に通信記録物等管理者の職務を代行すべき者をあらかじめ指名しておくなどの措置を講じなければならない。

また、通信記録物等の保管を継続している場合において、通信記録物等管理者として指名されている警察官が人事異動等をするときは、警察本部長は、後任の通信記録物等管理者を指名して業務を確実に引き継がせなければならない。

第3 傍受指導官

通信傍受規則第6条第1項の規定により、警察本部長は、捜査の適正を確保するための指導に関する事務を所掌する都道府県警察本部の課(課に準ずるものを含む。以下「適正捜査指導担当課」という。)に所属する警部以上の警察官の中から傍受指導官を指名するものとされ、同条第3項の規定により、傍受指導官は、特定電子計算機使用型傍受(法第23条第1項の規定による傍受をいう。以下同じ。)の実施及び同条第4項の規定による再生の実施に当たっては、警察通信職員と相互に緊密に連絡し、及び協力して、当該傍受の実施の場所における適正な傍受の実施及び再生の実施に必要な助言及び指導を行うものとされたが、これは、特定電子計算機使用型傍受では通信事

業者等の立会いがなくなることから、通信傍受の対象となっている犯罪の捜査に従事していない職員が必要な助言及び指導を行うことにより、その適正な実施を担保するためである（注）。

1 傍受指導官の指名

警察本部長は、「通信傍受の適正な実施を図るための体制整備について（通達）」（平成29年9月11日付け警察庁丙刑企発第58号等）に基づいて指定された傍受指導担当者の中から、傍受指導官を指名することとする。

警察本部長は、特定電子計算機使用型傍受を行う事件ごとに、当該事件の傍受実施主任官全員と同等以上の階級を有する傍受指導官1名を当該事件の担当者に指定する。

なお、事案に応じ、傍受指導官の指揮監督下においてその職務を補助する者（以下「傍受指導補助者」という。）を置くことは差し支えない。

2 傍受指導官の職務内容

傍受指導官は、適正な傍受の実施及び再生の実施に必要な指導教養を行うほか、特定電子計算機使用型傍受の適正な実施を担保するため、警察通信職員と相互に緊密に連絡し、及び協力して、傍受の実施開始前、実施期間中、傍受記録作成時、実施終了後等の各段階において、必要に応じて、傍受の実施の場所に赴くなどして適切な助言及び指導を行わなければならない。

具体的には、傍受指導官は、傍受の実施開始前においては、特定電子計算機の設定及び接続、スポット傍受及びスポット再生の時間設定等に関する助言及び指導、傍受の実施期間中においては、スポット傍受及びスポット再生の実施等、原記録用媒体及び通信記録物等の保管等に関する助言及び指導、傍受記録作成時においては、傍受記録の保管、傍受記録以外の通信記録物等の廃棄又は消去等に関する助言及び指導、傍受の実施終了後においては、機器の停止、原記録用媒体及び通信記録物等の保管、通信当事者への通知等に関する助言及び指導を行う。なお、傍受指導官及び傍受指導補助者は、別添1の様式により、指導結果を適切に記録し保管すること。

（注） 刑事訴訟法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（参議院）

「4 特定電子計算機を用いる傍受の実施においては通信事業者等の立会いがなくなることから、同時進行的な外形的チェック機能を働かせるため、通信傍受の対象となっている犯罪の捜査に従事していない検察官又は司法警察員を立ち合わせる。また、該当性判断のための傍受又は再生を行うに当たっては、特に通信の秘密及びプライバシーの保護に十分に留意して、厳正に実施すること。」

平成27年8月5日衆議院法務委員会（警察庁三浦刑事局長）

「特定電子計算機を用いて捜査機関の施設において通信傍受を行う場合には、当該事件の捜査に従事していない警察官または警察職員、各都道府県においては適正捜査の指導を行う部署の警察官となるということを今念頭に置いておりますけれども、そうした者が、傍受または再生の実施状況について適正を確保するため、現場において必要な指導をする体制を整えるということを考えているところであります。」

同月26日衆議院法務委員会（警察庁三浦刑事局長）

「今回、新しくそうした指導制度というものを考えているわけでありましてけれども、その指導の内容としましては、（中略）通信傍受の開始前あるいは実施期間中、特に実施期間中が重要だということかと思っておりますけれども、また終了後の各段階において、例えば、スポット傍受の実施状況の確認でありますとか、あるいは傍受記録の作成などを含む法令手続面に関する指導、あるいは傍受の現場における機器の設定、接続等の技術的な指導などを考えているところであります。こうした指導を行うに当たりまして、捜査官の経験や熟練度というのは事件ごとに異なりまして、指導の内容もさまざまと考えられますので、必ずしもその指導を行う者が常時その傍受場所に所在をする必要があるというところまでは今のところまだ考えていないわけでありましてけれども、適時、巡回をするといいますか、現場に赴くことによりまして、そうした適正な実施というものがきちとなされているかどうかということを常にチェックしていく。」

同月5日衆議院法務委員会（警察庁三浦刑事局長）

「指導を行いました場合には、その結果を適切に記録し保管するようにするということを考えております。（中略）後日の検証にたえられるように保管をするということを考えているところであります。」

第4 保秘及び情報管理

1 捜査主任官による事前指導

通信の傍受は、憲法の保障する通信の秘密に制約を加えるものであること等から、法は、傍受の要件・手続を厳格に定めるとともに、法第29条第7項において傍受記録に記録された通信以外の通信の内容の他人への告知又は使用の禁止を、法第35条において関係者による通信の秘密の尊重等を、法第37条各項において通信の秘密を侵す行為の処罰等を規定している。

このような法の趣旨に鑑み、捜査主任官は、傍受指導官と緊密に連携し、幹部警察官を含めた傍受の実施及び再生の実施に関わる全職員に対し、以下の事項に係る事前指導を行うなどして保秘及び情報管理の重要性につき十分に認識させた上で職務に携わらせなければならない。

(1) 保秘の徹底

法第37条第1項は、実施主体である警察官が、捜査の職務に関し、通信の秘密を侵す行為に及んだ場合には、3年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処することとしており、捜査員が傍受した通信の内容を第三者に漏らしてはならないことはもとより当然であるが、通信の内容の漏示のみならず、傍受を実施した事実を漏示した場合にも、通信当事者を始め関係者の名誉やプライバシーを害するおそれや今後の捜査への支障を生じるおそれがある。

したがって、通信傍受の実施に関わる全職員は、傍受の実施及び再生の実施が終了する前はもとより、これらが終了した後も、通信の内容、傍受実施の事実等を当該捜査と関係のない第三者に漏示する行為をしてはならない。

(2) 目的外使用の禁止

法第29条第7項は、傍受した通信内容に関し、傍受記録に記録されたもの以外のものについては、その内容を他人に知らせ、又は使用してはならないと規定しており、例えば、傍受記録作成の際に消去したにもかかわらず、当該消去に係る通信の内容を被疑者の取調べで告知したり、他の捜査員に教示したりする行為も同項の禁止行為に該当する。

かかる行為は、本来の捜査目的を逸脱した通信の内容の使用であって法令違反として懲戒処分の対象になるのみならず、通信の秘密侵害罪にも該当し得る行為であり（注）、したがって、傍受した通信内容のうち、傍受記録に記録されたもの以外の通信内容を使用することがないよう情報管理を徹底しなければならない。

(注) 平成28年5月10日参議院法務委員会（法務省林刑事局長）

「他方で、この傍受記録に記録されていない通信につきましては、（中略）その内容を他人に知らせ、又は使用してはならないと規定しております。したがって、捜査官は、この傍受をした通信のうち傍受記録に記録されていない通信の内容を被疑者の取調べ等において告げて使用するというようなことは許されないものでございます。」

（仁比参議院議員）

「許されないとおっしゃるけれども、許されないことをしたら一体どんな制裁があるんですか。」

（法務省林刑事局長）

「この点につきましては、現行の通信傍受法30条におきましては、捜査官がその職務に関し通信の秘密を侵したとき、3年以下の懲役（中略）に処する旨を規定しております。また、こういった罪について告訴、告発をした者が検察官の公訴を提起しない処分に不服があるとき

は、刑事訴訟法262条第1項の付審判請求をすることができる旨を定めております。先ほど罰金について10万円と言いましたが、100万円以下の罰金となっております。もとより、こういった通信傍受法に違反している行為は違法でございますので、当然懲戒処分の対象ともなるということでございます。」

2 傍受室の入退室管理等

特定電子計算機使用型傍受は、警察施設において実施可能となることから、警察本部の一室等（以下「傍受室」という。）が傍受の実施の場所となることが考えられるところ、傍受実施主任官は、適切な保秘及び情報管理の観点から、傍受の実施（再生の実施及び傍受記録の作成も含む。以下この項において同じ。）の間においては、以下の各措置を講じなければならない。

また、傍受指導官は、以下の各措置が講じられているかを適宜確認し、別添1を参考にしてその確認状況を記録すること。

- (1) 傍受室を常時施錠するなどして、当該傍受の実施に関わらない第三者（捜査官を含む。）を立ち入らせないようにするとともに、外部から、当該傍受室において傍受の実施中であることが明らかにならないようにすること。
- (2) 傍受室に立ち入る者の所属先及び氏名とその入退室の時刻を記録すること。当該記録は、可能な限り電磁的に記録することが望ましいが、これが困難である場合には、入退室管理簿を作成すること。
- (3) 傍受の実施の際には、対象通信手段を担当する捜査員のみが当該通信手段の通信内容を認識できるように、ヘッドフォンを使用させること。
- (4) 傍受の実施に従事する者が、録音又は録画機能付きの電子機器を傍受室に持ち込むことがないよう、傍受室の入室前にこれらの電子機器を提出させ、所定のロッカーにおいて保管するなど、所要の措置を講じること。

第5 傍受令状の請求

1 傍受令状の請求者

傍受令状の請求は、法第4条第1項の規定により都道府県公安委員会が指定した警視以上の警察官のうち、傍受を行う事件の捜査全般の状況を最もよく把握している捜査幹部、すなわち、通常は捜査主任官にこれを行わせるものとする。

警察本部長は、傍受令状の請求に係る承認を求められたときは、こうした意味で適当な者が請求者となっているかについても、確認しなければならない。

2 傍受令状発付の要件たる事項

傍受令状の請求をするときは、傍受令状請求書によることとされたが（書式例様式第1号1ないし3）、傍受令状請求書における「傍受令状発付の要件たる事項」とは、

- (1) 法別表第1又は法別表第2に掲げる罪が犯されたと疑うに足りる十分な理由がある場合において当該犯罪が数人の共謀によるもの（法別表第2に掲げる罪については、当該罪に当たる行為が、あらかじめ定められた役割の分担に従って行動する人の結合体により行われているものに限る。）であると疑うに足りる状況があるとき等、法第3条第1項各号のいずれかに該当する場合であること
- (2) 当該各号に規定する犯罪（第2号及び第3号にあっては、その一連の犯罪をいう。）の犯罪関連通信が行われると疑うに足りる状況があること
- (3) 他の方法によっては、犯人を特定し、又は犯行の状況若しくは内容を明らかにすることが著しく困難であること
- (4) 傍受の実施の対象とすべき通信手段が、電話番号その他発信元又は発信先を識別するための番号又は符号によって特定された通信の手段であって、被疑者が通信事業者等との間の契約に基づいて使用しているもの（犯人による犯罪関連通信に用いられる疑いがないと認められるものを除く。）又は犯人による犯罪関連通信に用いられると疑うに足りるものであることをいう。

また、通信傍受規則第3条第1項及び第2項の「傍受の理由」とは、(1)、(2)及び(4)の要件をいい、「(傍受の)必要」とは、(3)の要件をいう。

そして、こうした要件が具備されているかを検討するに当たっては、法第1条に規定する法の目的（組織的な犯罪が平穏かつ健全な社会生活を著しく害していることにかんがみ、数人の共謀によって実行される組織的な殺人、薬物及び銃器の不正取引に係る犯罪等の重大犯罪において、犯人間の相互連絡等に用いられる電話その他の電気通信の傍受を行わなければ事案の真相を解明することが著しく困難な場合が増加する状況にあることを踏まえ、これに適切に対処するため必要な刑事訴訟法に規定する電気通信の傍受を行う強制の処分に関し、通信の秘密を不当に侵害することなく事案の真相の的確な解明に資するよう、その要件、手続その他必要な事項を定めること）も十分に考慮しなければならない（注）。

(注) 平成11年7月29日参議院法務委員会

(漆原衆議院議員)

「最近、オウム真理教事件のような組織的な殺人だとか、あるいは暴力団等による薬物、銃器の不正取引事案、あるいは集団密航事犯などの組織的な犯罪が平穏な市民生活を脅かし、あるいは健全な社会の維

持発展を著しく害しているという現状にかんがみますと、これに適切に対処して一般国民の人権を守るためには、この種の犯罪の捜査手段として必要かつ最低限の範囲で通信傍受制度を認めることが必要であると考えます。

第1条に定める目的に、…『組織的な犯罪が平穏かつ健全な社会生活を著しく害していることにかんがみ』という文言を付加することによりまして、そのような本法案による通信傍受の制度の趣旨がより明確になり、今後、本法案の解釈、運用の指針となるだろうということを期待してこの文言を加えさせていただきました。」

(大森参議院議員)

「これは一つのある解釈の基準になります。というのは、具体的場面でどうなるか、これは一律に言うことはできないんですけども、例えば対象犯罪の中に単純所持が含まれております。…

ただ、私たちが心配いたしましたのは、この通信傍受という方法が組織犯罪対策であるといいながら、こういう解釈の基準がないがために、いわゆる末端の少量所持者、その摘発のみを目的として、つまり上へ突き上げる一つの端緒ではなく、最終的に末端のそういう少量所持者、単純所持者の摘発のみを目的として使われるおそれ、これを払拭できなかったわけでございます。

そういった意味で、こういうケースを想定しますと、この文言が入ることによって制約された、そして、これに反するような形はやはり乱用と評価されると思うのですが、刑事局長、そのような理解でよろしいでしょうか。」

(法務省松尾刑事局長)

「そのように理解しております。」

3 傍受令状請求書の記載事項に関する検討及び当該記載事項を明らかにする資料の添付

(1) 傍受の実施の方法及び場所等

ア 傍受令状請求書に傍受の実施の方法及び場所を記載するに当たっては、傍受の実施の対象とすべき通信手段に係るシステムの状況その他の通信事業者等の具体的事情を把握した上で、政府答弁で説明された法の趣旨(注)に照らして、傍受の実施が可能でありかつ最適な方法及び場所について検討する必要がある(通信傍受規則第3条第1項)。

そして、傍受令状の請求を受けた裁判官の適切な判断に資するため、傍受の実施の対象とすべき通信手段に係るシステムの状況その他の通信事業者等の具体的事情を、捜査報告書等をもって、裁判官に対し明らか

にしなければならない（通信傍受規則第3条第2項）。

（注）平成11年7月13日参議院法務委員会（法務省松尾刑事局長）

「傍受の実施の場所は、電話局等通信事業者等の看守する場所におきまして、通信手段の傍受の実施をする部分を管理する者等の立ち会いのもとに録音等の記録を行いながら実施するというを法案は想定しているわけでございます。」

平成27年7月31日衆議院法務委員会（法務省林刑事局長）

「通信傍受の場所が今まで通信事業者の施設であったというのも、やはり立会人確保ということからそちらでやっていたわけでございますが、（中略）立会人の役割は特定電子計算機が代替するというで不要となった場合においては、通信事業者ではなくて捜査機関を傍受場所としてすることによって、何ら、これまで行われてきた通信傍受というものが、その傍受できる範囲を拡大するものでもないですし、また不正な、不適正な傍受がなされないための担保措置が今回なくなるわけではないわけですので、それは捜査機関において実施されることは問題がないと考えております。」

同年8月5日衆議院法務委員会

（井出衆議院議員）

「今後の運用のところで伺いたいのですが、これから警察施設で通信傍受が、（中略）できるようになります。警察施設とは一体どのような施設で通信傍受をすることを想定されているか、答弁をお願いします。」

（警察庁三浦刑事局長）

「それは、事件ごとにケース・バイ・ケースということもあろうかとは思いますが、基本的には、警察本部等における例えば会議室でありますとか、そういったような場所で行うということが一般的ではないかというように考えております。」

イ 法第5条第4項後段の申立て、すなわち、一時的保存型傍受の許可の請求とともに、指定期間における傍受の実施の場所（一時的保存型傍受の下で通信管理者等が通信の暗号化及び一時的保存をする場所）と指定期間以外の期間における傍受の実施の場所（従来型傍受（一時的保存型傍受及び特定電子計算機使用型傍受以外の傍受をいう。以下同じ。）の実施の場所）をそれぞれ定める旨の申立てをするに当たっては、申立てに係る場所の施設設備の状況、通信管理者等がとろうとする通信の暗号化及び一時的保存の方法、施設や人員の提供の可否その他の通信管理者等に関する事情等を具体的に把握した上で、当該申立てをすることが相当といえるかについて検討する必要がある（通信傍受規則第3条第5

項)。

そして、当該申立てを受けた裁判官の適切な判断に資するため、

- 申立てに係る場所の施錠設備の状況
- 通信管理者等がとろうとする通信の暗号化及び一時的保存の方法、施設や人員の提供の可否その他の通信管理者等に関する事情等を、捜査報告書等をもって、裁判官に対し明らかにしなければならない(通信傍受規則第3条第6項)。

(2) 傍受の実施の対象とすべき通信手段

傍受の実施の対象とすべき通信手段は、電話番号その他発信元又は発信先を識別するための番号又は符号(以下「電話番号等」という。)によって特定する必要がある(注)。ただし、ホテルの客室の電話等内線を利用して行われる通信については、さらに、通信手段を、その内線番号や部屋番号で特定する必要がある。

また、一つの電話回線を複数人で共用している場合や複数の回線を利用してそれぞれ複数の固定電話で通信を行うことができる形態の電話についても、犯人による犯罪関連通信に用いられると疑うに足りる通信手段として特定される限り、傍受の実施の対象となり得るが、その通信手段が不特定多数の者によって犯罪に関連しない通信にも用いられているという場合は、当該通信手段を傍受の対象とした場合の弊害をも考慮すべきであり、通信手段が特定されたことから直ちにこれを傍受の実施の対象とすることは適当でない場合がある。

傍受の実施の対象とすべき通信手段については、当該通信手段が用いられている状況も可能な限り把握した上で、以上に述べた点に照らして、傍受の実施の対象とすることの適否を検討する必要がある(通信傍受規則第3条第1項)。

そして、傍受令状の請求を受けた裁判官の適切な判断に資するため、傍受の実施の対象とすべき通信手段に関し把握した事項を、捜査報告書等をもって、裁判官に対し明らかにしなければならない(通信傍受規則第3条第2項)。

(注) 平成11年7月13日参議院法務委員会(法務省松尾刑事局長)

「市内局番を単位としての傍受があるのかということでございます。そうした場合には不特定多数の者が当事者となる通信をいわば無差別に傍受することになりますので、犯人による犯罪関連通信に用いられる通信を特定したとは言えないということで、法的にそのような傍受の方法は許されておられません。(中略) 一個のドメインの中には、(中略) 多数のユーザー名が入っているということになります。多数のメールアドレスが置かれていると言いかえてもいいかと思いますが、ド

メイン名を特定して傍受を行いましても不特定多数の者にあてた電子メールを無差別に傍受するということとなります。したがって、犯人による犯罪関連通信に用いられる通信手段を特定したということが言えなくなります。法的には、そのような方法での傍受は許されないという結論になります。」

(3) 傍受ができる期間

傍受ができる期間については、必要な期間について十分に検討するとともに（通信傍受規則第3条第1項）、傍受令状請求書に記載した期間が必要であることを、具体的状況を記載した資料により、裁判官に対し明らかにしなければならない（同条第2項）。

(4) 一時的保存型傍受の許可の請求をするときは、その旨及びその理由並びに通信管理者等に関する事項

一時的保存型傍受の許可の請求をするときは、通信管理者等が実際に通信の暗号化及び一時的保存に用いようとする機器の機能その他の技術的措置、一時的保存をされた暗号化信号を記録する記録媒体の管理方法等の具体的事情を把握した上で、当該請求をすることが相当といえるかを検討する必要がある（通信傍受規則第3条第3項）。

そして、当該請求を受けた裁判官の適切な判断に資するため、通信管理者等が一時的保存等に用いようとする機器の機能等の技術的措置、一時的保存をされた暗号化信号を記録する記録媒体の管理方法等の具体的事情を、

- 機器の仕様書、当該機器を製造した業者が仕様書に沿って製造したことを証する文書その他の技術的措置に関する報告書
- 通信管理者等における担当役職員数、役職・職業及び勤務体制等に関する捜査報告書

等をもって、裁判官に対し明らかにしなければならない（通信傍受規則第3条第4項）。

(5) 特定電子計算機使用型傍受の許可の請求をするときは、その旨及びその理由並びに通信管理者等に関する事項及び傍受の実施に用いるものとして指定する特定電子計算機を特定するに足りる事項

特定電子計算機使用型傍受の許可の請求をするときは、特定電子計算機として用いようとする機器の機能その他の技術的措置、通信を暗号化して特定電子計算機に伝送するための通信管理者等における設備・技術・人員面での態勢等の具体的事情を把握した上で、当該請求が相当といえるかを検討する必要がある（通信傍受規則第3条第3項）。

そして、当該請求を受けた裁判官の適切な判断に資するため、特定電子計算機として用いようとする機器の機能その他の技術的措置、通信を暗号

化して特定電子計算機に伝送するための通信管理者等における設備・技術・人員面での態勢等の具体的事情を、

- 特定電子計算機として用いようとする機器の仕様書、当該機器を製造した業者が仕様書に沿って製造したことを証する文書その他の技術的措置に関する報告書
- 通信管理者等における担当役職員、役職・職業及び勤務体制等に関する捜査報告書

等をもって、裁判官に対し明らかにしなければならない（通信傍受規則第3条第4項）（注）。

加えて、特定電子計算機に該当するかの判断を求める対象機器を特定するため、機器に付与された番号その他の当該機器を特定するに足りる事項を、捜査報告書等をもって、裁判官に対し明らかにしなければならない（通信傍受規則第3条第4項）。

（注）平成27年7月14日衆議院法務委員会（法務省林刑事局長）

「新たな通信傍受の手続の許可を得ようとする場合には、捜査機関は、傍受令状の請求に当たりまして、実際に用いようとする装置の仕様書でありますとか、当該装置を製造した民間業者がこの仕様書に沿って製造したものであることを証する文書、当該装置が法律で定めるところの特定電子計算機の要件を満たす機能を有するものであって、裁判所の職員が作成する鍵を用いた暗号化や復号を行うことができるものであることを示す資料、こういったものを提供することとなろうかと思えます。また、通信の暗号化等を行う通信事業者の設備面、人員面での体制でありますとか、捜査機関と通信事業者との間の事前協議の状況に関する資料など、技術的な事項も含めまして、裁判官が新たな傍受の方法を許可するのが相当であると判断するに足りる資料を提供することとなろうと思えます。」

平成28年4月14日参議院法務委員会（警察庁三浦刑事局長）

「警察庁としましては、信頼できるメーカーにその機器の製造を発注するとともに、仕様書どおりに当該機器が製造され、必要なセキュリティシステムも導入をされていることなどについてメーカーから証明書を発行してもらうことを検討しております。通信傍受を実施する場合には、捜査機関は裁判所に対し、通信傍受に使用する特定電子計算機等の技術的な事項を含め、裁判官が新たな傍受の方法を許可するのが相当であると判断するに足りる資料を提供することが求められているところ、メーカーから発行された証明書などを用いてこれを説明することを想定をしております。」

4 傍受令状請求等に当たっての警察本部長の承認

第1の4で述べたとおり、法は、傍受令状の請求に係る判断を特に慎重に行わせるため、傍受令状の請求権者を限定したところであるが、通信傍受規則により、更に慎重に判断をさせ、かつ、組織的責任を明確にするため、警察本部長の事前の承認を得なければならないこととされた。

そこで、警察本部長の承認自体についてはもちろんのこと、警察本部長の承認に至るまでの間における組織的検討については、それが本来の趣旨にのっとり行われたかどうかを事後的に検証できるようにしておくことが極めて重要である。この趣旨から、事件指揮簿を活用するなどして、警察本部長を含め、各手続に関与した者が、それぞれ、どのような資料に基づきどのような判断をしたのかについて、明らかにしておくべきである。

なお、一時的保存型傍受の許可の請求、特定電子計算機使用型傍受の許可の請求、傍受の実施の場所の申立て、傍受ができる期間の延長の請求、通知を発しなければならない期間の延長の請求並びに傍受の原記録の聴取及び閲覧等の請求に当たっての事前の警察本部長の承認についても、同様である。

5 傍受令状の請求先等について

傍受令状の請求及び傍受ができる期間の延長の請求は、法第4条第1項及び法第7条第1項の規定により、地方裁判所の裁判官に対して行うこととされているが、最高裁判所との協議の結果、当分の間、これらの請求は、地裁本庁、東京地裁立川支部又は福岡地裁小倉支部（以下「地裁本庁等」という。）の裁判官に限定して行うものとするので、誤りのないようにされたい。

なお、法第25条第4項及び法第26条第4項の規定による傍受の原記録用媒体の提出については、地裁本庁等の裁判官に宛てて地裁本庁等以外の支部（宿日直廃止庁の場合の夜間・休日を除く。）に提出することも可能であるので、その旨了知されたい。

第6 最小化等に関する指示

1 スポット傍受及びスポット再生の時間間隔

「通信傍受規則第8条第1項第1号に規定する時間の指定に係る基準等について」（平成31年4月26日付警察庁丙刑発第109号ほか）に示されたところによること。

なお、当該通達の2及び3による連絡は、都道府県警察の傍受を行う事件の捜査担当部門から対応する警察庁の部門に対して行い、当該警察庁の部門は、警察庁刑事局（刑事企画課刑事指導室）の意見を聴いた上で、適切な指導を行うものとする。

特定電子計算機使用型傍受については、従来型傍受における立会人の機能

を特定電子計算機の技術的な措置により全て代替・担保される一方、通信事業者等の立会いがないため同時進行的な外形的チェックが働かないと指摘をされている（注）ことを踏まえ、警察本部長は、特定電子計算機使用型傍受の実施に当たって、傍受実施主任官に対し、警察本部長が指示したとおりにスポット傍受又はスポット再生をする時間間隔の設定がなされているか否かについて、遠隔で通信管理者等に確認をさせることを指示するものとする。

（注） 刑事訴訟法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（衆議院）

「4 通信事業者等の立会いがないため同時進行的な外形的チェック機能が働かないことを踏まえ、特定電子計算機を用いる傍受の実施において、該当性判断のための傍受又は再生を行うに当たっては、通信の秘密及びプライバシーの保護に十分に留意して、厳正に実施すること。」

平成27年8月5日衆議院法務委員会（警察庁三浦刑事局長）

「特定電子計算機の方であらかじめスポット傍受をする時間というのを設定するわけですがけれども、その設定時間がどのようになっているかということについては事業者側から確認ができるというようなことでありまして、もし仮に、それによって、例えばスポット傍受がそもそも設定されていないといったような、法に従わない傍受が行われようとしていたような場合には、そうした通信が行われえないというようなことが想定されるわけでありまして。」

2 報道の取材のための通信が行われていると認めた場合に留意すべき事項

報道機関には、様々な形態のものがあり得るところであり、また、報道機関による取材及び報道機関に対する情報提供は、原則、報道に資することを前提としたものと考えられることから、個人の秘密を委託されることによって成り立つ医師や弁護士等の場合（法第16条の規定により、その業務に関する通信の傍受が禁止されている。）と同一に論ずることはできない。

しかし、法による通信の傍受又は再生は、傍受令状により、高度の嫌疑が認められる特定の犯罪の実行、準備等の謀議、指示等の犯罪関連通信に用いられると疑うに足りる通信手段を電話番号等で特定して行うものであるところ、報道機関には、犯罪に関する情報を含めて種々の情報が集約されるものであることから、たとえ報道機関が設置、使用している電話等に犯罪に関する情報が寄せられることが判明したとしても、そのような報道機関の特質に照らし、また、報道の自由を尊重するという観点からも、報道機関が設置、使用している電話等を傍受の実施の対象とすべきではない。

他方、被疑者が使用している電話を傍受の実施の対象としている場合に、たまたま、報道機関が取材のために電話をかけてきたというような場合にお

いては、被疑者が犯行告白を行うなどしたために取材のための通信であることが判明するまでの間に令状記載傍受等を開始しているという希有な場合を除き、取材のための通信であることが判明すれば、報道の自由を尊重するとの観点から、直ちに、傍受又は再生を終了しなければならない。

そこで、警察本部長は、犯罪の組織的背景、報道機関の一員の関与の状況等、傍受の実施をするまでの捜査により把握した状況に応じ、以上に述べた観点から必要な留意事項を指示するものとする。

3 その他傍受の実施及び再生の実施の適正を確保するための事項

(1) 心構え

通信の秘密を尊重し、傍受の実施及び再生の実施の適正を確保するため、次のような文章を、心構えとして盛り込まなければならない。

「ア 法令等の厳守

通信の傍受は、憲法の保障する通信の秘密に制約を加えるものであること等から、法は、傍受の要件・手続を厳格に定めるとともに、法第29条第7項において傍受記録に記録された通信以外の通信の内容の他人への告知又は使用の禁止を、法第35条において関係者による通信の秘密の尊重等を、法第37条各項において通信の秘密を侵す行為の処罰等を規定している。

さらに、犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第2号）第3条により法令等の厳守が規定され、また、通信傍受規則第9条の規定により、傍受令状に記載されている事項を厳格に遵守しなければならないこととされている。

そこで、法令の規定、傍受令状の記載事項及びこの指示書にのっとして適正に傍受の実施又は再生の実施をしなければ、傍受又は再生の結果得られた証拠の証拠能力が否定されかねないこと、通信の秘密侵害罪等による処罰や懲戒処分の対象となること等の可能性があることを銘記する必要がある。

イ 法令に準拠した慎重な判断

通信の傍受又は再生をしているときは、常に、傍受又は再生の根拠条項を明確に意識しておかななければならない。傍受又は再生をした各通信については、各根拠条項に該当すると判断した理由の説明を公判等で求められる可能性もある。スポット傍受又はスポット再生をしている通信が、傍受すべき通信等に該当するかもしれないがはっきりしないというようなときは、令状記載傍受又は令状記載再生等の開始には慎重にならなければならない。」

(2) その他

第7の9で述べる事項のほか、傍受の実施又は再生の実施をするまでの捜査により、例えば、傍受令状に記載された傍受の実施の対象とすべき通信手段により医師等と通信が行われる可能性が認められる場合に、法第16条の規定の遵守を確保するため、当該医師等の電話番号等を記載してその旨を注意喚起するなど、具体的状況に応じ、傍受の実施又は再生の実施の適正を確保するため必要な事項を指示に盛り込まなければならない。

なお、法第16条に列挙する職業に薬剤師は含まれていないが、国会での議論を踏まえ、その職業の特質に鑑み、医師に準じて取り扱うものとする。ただし、法第16条に規定する医師等が傍受令状に被疑者として記載されている場合は、その者との間の通信については、傍受又は再生が禁止されていないところ、薬物事犯の中には、薬剤師が被疑者となっている事案もあり得ることから、判断をする際留意すること。

また、通信傍受規則第16条第1項の規定により復元、閲覧する場合における電子メール等の傍受に当たっては、第7の6(1)で述べる留意事項についても、指示に盛り込まなければならない。

4 文書による指示のモデル

通信傍受規則第8条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定により指示するに当たっては、別添2のモデルに準拠すること。

第7 傍受の実施及び再生の実施

1 傍受令状の記載事項の厳守等

通信の傍受が憲法の保障する通信の秘密に制約を加えるものであり、捜索・差押え等の従来の強制処分とは異なり、継続的かつ密行的に行われるものであることから、法は、傍受の要件・手続を厳格に定めるとともに、法第29条第7項において傍受記録に記録された通信以外の通信の内容の他人への告知又は使用の禁止を、法第35条において関係者による通信の秘密の尊重等を、法第37条各項において通信の秘密を侵す行為の処罰等を規定しているところである。

さらに、犯罪捜査規範第3条により法令等の厳守が規定され、また、通信傍受規則第9条の規定により、傍受令状に記載されている事項を厳格に遵守しなければならないこととされたが、その趣旨は、通信の傍受等の捜査を行うに当たり、通信の秘密を含め個人の自由及び権利の不当な侵害の絶無を期すことにある。

そこで、関連する法令・通達の規定等及び傍受令状の記載事項の厳格な遵守を確保するため、捜査主任官は、傍受の実施又は再生の実施に従事する者に、必要な資料（傍受令状の写しを含む。）を熟読させ、かつ、傍受の実施

又は再生の実施をしている場合においてはこれらを携帯させなければならない。

2 通信事業者等に対する配慮

通信事業者等の事情についての理解を欠くと、通信事業者等に無用の負担を与えるような不適切な協力要請をすることになりかねず、また、傍受の実施の方法等についての通信事業者等との打合せにおいて、初歩的な事項の説明を繰り返し求めるなど、無用の迷惑を与えることとなりかねない。

そこで、警察庁において通信事業者と意見交換等を実施し、傍受を実施する都道府県警察に対して、実施通信事業者のシステムの類型別の傍受の実施の方法及び場所等に関する執務資料を作成して個々に示すこととしているので、当該資料を事前に熟読した上で、通信事業者等との打合せ等に当たられたい。

また、傍受の実施の方法及び場所や立会人の確保等については、個別の事情を把握した上で適切な傍受を行い、かつ、通信事業者等の負担を軽減するという観点から、当分の間、傍受の実施までの必要十分な時間的余裕をもって、通信事業者等との間で打合せを行うものとする。

3 略

4 立会い（従来型傍受の実施及び一時的保存型傍受における再生の実施のみ）

(1) 立会いの趣旨

立会人の役割は、次長通達の第2の5のとおりである。ただし、立会人が、通信の内容を聴取・閲覧すること等を、法は予定していない。

また、法第13条第1項（法第21条第1項において準用する場合を含む。）の規定により、通信管理者等を立ち合わせることができないときに地方公共団体の職員を立ち合わせることとされていることから明らかなとおり、従来型傍受の実施又は一時的保存型傍受における再生の実施をするときは、通信管理者等を立ち合わせるのが原則である。

さらに、電気通信設備の保全、通信事業の適正な遂行を確保するため、従来型傍受の実施又は一時的保存型傍受における再生の実施に立ち会うことは、通信管理者等にとっての権利でもあると考えられる。

(2) 立会人の確保

従来型傍受の実施又は一時的保存型傍受における再生の実施をするときは、立会人を常時立ち合わせなければならないため、立会人の休憩時間等を考慮すると、中断なく従来型傍受の実施又は一時的保存型傍受における再生の実施をするためには、通常、立会いのための人員を複数確保してお

くことが必要であるし、立会人の疲労等を考慮して適当な時間間隔で交代させることも必要となる。その際、新たに立会人となろうとする者に対しては、通信傍受規則第12条第1項の規定による説明をしなければならないので、そのための時間も十分に見込んでローテーションを組むなどしなければならない。

そして、従来型傍受の実施又は一時的保存型傍受における再生の実施に当たっては、(1)で述べた趣旨を踏まえ、かつ、通信事業者等の事情も理解しつつ、あらかじめ、通信事業者等との間で、立会いのために必要な人員の確保について打合せをするものとする。そして、通信事業者等において人員確保が困難であるために地方公共団体の職員を立ち合わせるときにおいても、立会人の役割に鑑みると、通信管理者等と組み合わせて立ち合わせるなどの配慮をしなければならない。

いずれにしても、立会人が確保できないこととなったときは、従来型傍受の実施又は一時的保存型傍受における再生の実施を中断しなければならない。

(3) 立会人に対する説明

通信傍受規則第12条第1項の規定により、同項各号に掲げる事項を立会人に説明すべきこととされたのは、(1)で述べた立会人の役割の重要性に鑑み、その適切な立会いに資するためである。したがって、捜査主任官は、別添3を参考にして立会人に対する説明の要領を作成し、傍受実施主任官に命じて、当該要領に基づいて分かりやすく説明を行わせるようにしなければならない。

傍受実施主任官は、立会人に説明したときは、説明を十分に理解したかどうかを立会人に確認し、十分理解したと答えた場合は、立会人に対し、その旨を所定の用紙に記載して署名することを求めなければならない。

また、説明の内容及びその状況については、傍受日誌（通信傍受規則第10条）、傍受調書（同規則第22条）に記載するなど、明らかにしておかななければならない。

(4) 立会人の意見

(1)で述べたとおり、立会人は言わば外形的事項についてのチェックを行うこととされており、法第13条第2項（法第21条第1項において準用する場合を含む。）の規定による立会人の意見は、こうした外形的事項について述べられることとなる。そして、立会人の意見が述べられたときは、通信傍受規則第12条第3項（同条第5項において準用する場合を含む。）の規定により、立会人に意見書（書式例様式第3号）の提出を求めなければならないこととされ、他方、立会いをしていた期間中に立会人の意見が述べられなかったときは、同条第4項（同条第5項において準用する場合

を含む。)の規定により、立会人にその旨を記載した意見書の提出を求めなければならないこととされているが、立会人が複数の場合は、立会人ごとに意見書の提出を求める必要がある。

また、傍受実施主任官は、立会人の述べた意見と意見書に記載された内容に相違がないかどうかを確認するものとし、相違がある場合は、立会人の真意を確認し、その真意を意見書に反映させるよう立会人に対し求めるものとする。

傍受実施状況書(甲)(通信傍受規則別記様式第2号)を裁判官に提出するときは、通信傍受規則第21条第3項の規定により、当該意見書を添えて行わなければならないこととされているので、傍受実施状況書(甲)の「法第13条第2項の規定又は法第21条第1項において準用する法第13条第2項の規定により立会人が述べた意見」欄については、立会人が述べた意見が意見書に十分反映されている場合には、「別添意見書のとおり。」等と記載すれば足りる。これに対し、立会人が述べた意見が十分に意見書に反映されていない場合は、警察官において、同欄に、添付した意見書を引用した上でこれを補充すべき事項を記載するものとする。

(5) 立会人であった者の保護

法令の規定により立会人の氏名等を書面に記載すべきことは当然としても、立会人であった者の氏名又はこれらを推知されるような事項については、みだりに公にしてはならない。

また、万が一、立会人であった者に後難が及ぶおそれがあると認められるときは、必要に応じ、その者の保護のための措置を講じなければならない。

5 スポット傍受・スポット再生

(1) 略

(2) 慎重な判断

通信の傍受又は再生をしているときは、常に、傍受又は再生の根拠条項を明確に意識しておかななければならない。そして、傍受又は再生をした各通信については、各根拠条項に該当すると判断した理由の説明を公判等で求められることも銘記しておかななければならない。スポット傍受又はスポット再生をしている通信が、傍受すべき通信等に該当するかもしれないがはっきりしないというようなときは、令状記載傍受等の開始には慎重にならなければならない。

(3) 該当性判断に資する事項の考慮

法第3条第1項の要件(とりわけ補充性の要件)があることを疎明して

傍受令状を請求するのであるから、それまでの捜査により、犯罪の組織的背景等については相当程度明らかになっているはずであり、捜査主任官は、これらを整理して適当な資料を作成し、傍受実施主任官に携帯させるなどの措置を執るものとする。また、傍受の実施又は再生の実施がある程度長期にわたるような場合は、捜査主任官は、傍受記録を元に、それまでに令状記載傍受又は令状記載再生をした通信の内容のうち、その後の該当性判断に資する事項を抽出して、傍受実施主任官に携帯させる資料に含ませるようにするものとする。

また、スポット傍受又はスポット再生に当たって考慮すべき事項として、既に傍受又は再生をされた通信の内容が挙げられている（通信傍受規則第13条第2項又は同規則第14条第2項）が、傍受の実施又は再生の実施を続けることにより、傍受の実施の対象とすべき通信手段における通信の内容のパターン、例えば、特定の相手方との通信については傍受すべき通信である確率が低いこと等が把握されることが考えられるが、こうした事項を考慮することは最小化の観点から有益であること、同一の通話の中でも、既に行われた通信の内容を考慮することは、該当性判断を速やかに行うことが可能となり、最小化の観点から有益であること等の理由によるものである。

そのほか、「その他スポット傍受をしている通信の該当性判断に資する事項」としては法第17条第1項の規定により探知をした通信の相手方の電話番号等が、「その他スポット再生をしている通信の該当性判断に資する事項」としては法第21条第7項（法第23条第4項において準用する場合を含む。）の規定により開示を受けた通信の相手方の電話番号等が挙げられる。

(4) その他

他犯罪傍受及び他犯罪再生の適切な実施や法第16条の規定の遵守を担保するために必要な事項を、1の資料に含ませるものとする。

6 外国語等通信についての該当性判断

(1)・(2) 略

(3) 翻訳等の囑託をする場合の措置

通信傍受規則第16条第3項の措置の例としては、翻訳等を行う場所を警察施設に指定すること、警察職員を立ち合わせる事、不必要にメモ等を行うことがないように注意を与えること等が考えられる。

(4) 翻訳等の状況の記録

通信傍受規則第16条第4項の規定による書面の様式の例を示すと、別添4のとおりである。

7 相手方の電話番号等の探知及び開示

(1) 探知又は開示の要件

法第17条各項の規定による通信の相手方の電話番号等の探知は、同条第1項の要件に該当する通信について行うことができるものであり、法第21条第7項（法第23条第4項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による通信の相手方の電話番号等の開示は、法第21条第7項の要件に該当する通信について行うことができるものである。

法第17条各項の規定による通信の相手方の電話番号等の探知は、通話開始前には、同項の要件に該当するかどうかの判断ができないことから、別の令状なしで発信・着信の相手方の電話番号等を探知することは許されないし、また、通話の終了後に相手方の電話番号等を探知することも許されない。

したがって、電話用記録等装置は、アナログ方式の固定電話をMDF（主配線盤）において傍受をする場合に回線制御信号（設定に係るものに限る。）を履歴（ログ）として記録する機能を有しているが、別の令状なしでPB信号（プッシュボタン）又はナンバーディスプレイ情報を記録の対象として設定してはならない。

なお、オンフック（受話器下ろしに係る信号）、オフフック（受話器上げに係る信号）、リングバックトーン（発信者に呼出中であることを知らせる呼出音に係る信号）及びリンガー（着信側に呼び出されていることを伝える呼出信号）については、傍受の実施（法第5条第2項参照）として、これらを記録することができるため、別に令状を必要としない。

(2) 傍受の実施の場所以外の場所における措置の要請

法第17条第3項又は法第20条第4項（法第23条第1項において準用する場合を含む。）の規定による要請は、傍受の実施の場所以外の場所における措置に係るものであることから、法第17条第2項の規定による要請の場合とは異なり、要請を受ける通信事業者等がどの通信について傍受の対象とされているかを承知していないことがあるため、通信傍受規則第17条の規定により、当該要請に係る通信を特定するために必要な事項を告知して行うこととされた。「必要な事項」は、傍受の実施の対象としている通信手段（電話番号等により特定）、通信の開始時刻等が考えられる。

また、要請を受けた通信事業者等が適切に対応するためには、当該要請が傍受令状に基づく傍受の実施をしている警察によるものであることを、通信事業者等が確認できるようにすることが必要な場合もあり得る。そこで、要請の際に傍受令状に記載された裁判官の氏名、傍受ができる期間等を告知すること、通信事業者等からの回答を警察本部等に設置された特定

の内線番号の電話に対して行うよう連絡すること等、適切な措置を執る必要がある。

8 再生の実施の時期について

法第21条第1項（法第23条第4項において準用する場合を含む。）の規定による再生の実施は、言わば、一時的保存の過程を経て、リアルタイムで行われる傍受の実施を時間軸をずらして実施するものであるが、一時的保存は、その後復号がなされるまでの中間的・暫定的なものであり、実際にも、一時的保存をした通信の内容は早期に再生をして次の捜査に生かしていく必要があることから、再生の実施は、一時的保存後速やかになされるべきものである（注）。

そのため、再生の実施は、通常は、傍受令状に記載された傍受ができる期間内になされることになると考えられる。

もっとも、傍受ができる期間の終了時まで一時的保存をした場合等においては、再生の実施は、傍受ができる期間の終了後になされることとなるが、そのような場合であっても、一時的保存後、再生の実施がなされずに漫然とその保存が継続されることとなるのは適切ではない。

そのため、法第21条第8項（法第23条第4項において準用する場合を含む。）において、傍受令状に記載された傍受ができる期間内に再生の実施が終了しなかったときは、できる限り速やかにこれを終了しなければならないとされた。

（注）平成27年9月4日衆議院法務委員会（警察庁三浦刑事局長）

「捜査の実際を考えましても、通信傍受というのは特に捜査上の高い必要性があって実施をするものでございまして、ある意味、傍受をしたものがどういう内容であるかというのは、当然、早くそれを知って次の捜査に生かしていくということが求められるわけでありまして、実際問題としても、そんなに著しく長い期間、保存をした状態で、それを再生もせずに放置をしておくといったようなことは通常考えられないというように考えています。」

9 傍受の実施又は再生の実施の終了

法第19条及び法第21条第9項（法第23条第4項において準用する場合を含む。以下同じ。）本文の規定により、傍受の実施又は再生の実施は、傍受の理由又は必要がなくなったときは、傍受令状に記載された傍受ができる期間内であっても、これを終了しなければならないこととされているため、警察本部長は、傍受の必要等がなくなっていないかどうかの判断の適正を確保するための措置について、通信傍受規則第8条第1項第3号（同条第3項にお

いて準用する場合を含む。)の規定により文書により捜査主任官に指示するものとする。

ただし、法第21条第9項ただし書の規定により、傍受の必要等がなくなるに至るまでの間に一時的保存された暗号化信号について、傍受すべき通信に該当する通信が行われると疑うに足りる状況がなくなったこと、又は傍受令状に記載された傍受の実施の対象とすべき通信手段が、被疑者が通信事業者等との間の契約に基づいて使用しているものではなくなったこと若しくは犯人による傍受すべき通信に該当する通信に用いられると疑うに足りるものではなくなったことを傍受の必要等がなくなった理由としている場合には、なお再生の実施をすることができる。

これを受け、捜査主任官は、警察本部長の指示に従い、傍受実施主任官から報告された令状記載傍受又は令状記載再生をした通信の内容、傍受が行われている事件の捜査の状況等を考慮し、傍受の理由又は必要がなくなっていないかどうか常に注意しなければならない。

また、傍受すべき通信に該当する通信が行われない状態がある程度継続するような場合には、捜査主任官は、傍受実施主任官に対し、誰が通信の当事者となっているかについて報告を求めるなどして、傍受の理由又は必要について検討しなければならない。

10 傍受日誌の作成

傍受の実施及び再生の実施の全過程において、警察官が行った事項及び生起した事項を、逐次、その時刻とともに認識したとおり正確に記録することは、傍受の実施又は再生の実施の適正を確保するという観点から重要であるため、通信傍受規則第10条の規定により、傍受の実施又は再生の実施に当たり、当該傍受の実施又は再生の実施の状況を傍受日誌に記載するものとされた。

傍受日誌の様式は、別添5-1及び2を参考にして、警察本部長において定めるものとする。

なお、警察庁において開発した傍受のための機器は、

- 記録媒体の交換（媒体装着又は媒体取出し）の別及びその年月日時分秒
- 記録の開始及び停止の別並びにその年月日時分秒
- スポット傍受又はスポット再生タイマーのカウントダウン開始及び終了の別並びにそれらの年月日時分秒
- 令状記載ボタン、外国語等ボタン、他犯罪ボタン、記録停止ボタンを押した年月日時分秒

等の履歴（ログ）を記録媒体内に自動的に記録する機能を有していることから、傍受日誌の作成は、これらの履歴（ログ）を活用しつつ行うものとする。

(1) 従来型傍受

従来型傍受における傍受の実施に当たっては、逐次、法第27条第1項各号に掲げる事項その他当該傍受の実施の状況を傍受日誌に記載すること。

「その他当該傍受の実施の状況」には、法第10条各項の規定による傍受令状の提示の状況、法第11条第1項の規定による電気通信設備に対する傍受のための機器の接続その他の必要な処分の状況、法第12条又は法第17条第2項の規定による通信事業者等に対する協力の要請及びそれに対して通信事業者等が行った協力の状況、通信傍受規則第12条第1項の規定による立会人に対する説明の状況、同条第2項の規定により措置を講じた状況、法第17条第1項の規定による相手方の電話番号等の探知の状況等が含まれる。

(2) 一時的保存型傍受

一時的保存型傍受における傍受の実施及び再生の実施に当たっては、逐次、法第28条第1項各号に掲げる事項その他当該傍受の実施及び再生の実施の状況を傍受日誌に記載すること。「その他当該傍受の実施及び再生の実施の状況」には、法第10条各項の規定による傍受令状の提示の状況、法第11条第1項（法第21条第1項において準用する場合を含む。12（2）において同じ。）の規定による電気通信設備に対する傍受のための機器の接続その他の必要な処分の状況、法第12条（法第21条第1項において準用する場合を含む。12（2）において同じ。）の規定による通信事業者等に対する協力の要請及びそれに対して通信事業者等が行った協力の状況、通信傍受規則第12条第5項において準用する同条第1項の規定による立会人に対する説明の状況及び同条第5項において準用する同条第2項の規定により措置を講じた状況、法第20条第3項の規定による通信管理者等に対する通信の相手方の電話番号等の保存の求めの状況、法第21条第7項の規定による通信の相手方の電話番号等の開示の状況等が含まれる。

なお、傍受令状に記載された傍受ができる期間内において、一時的保存型傍受のみならず従来型傍受も実施した場合は、逐次、前記(1)の内容をも記載すること。

(3) 特定電子計算機使用型即時傍受

特定電子計算機使用型即時傍受（法第23条第1項第1号の規定による傍受）の実施に当たっては、逐次、法第27条第2項各号に掲げる事項その他当該傍受の実施の状況を傍受日誌に記載すること。「その他当該傍受の実施の状況」には、法第10条各項の規定による傍受令状の提示の状況、法第11条第1項の規定による電気通信設備に対する傍受のための機器の接続その他の必要な処分の状況、法第12条又は法第17条第2項の規定による通信事業者等に対する協力の要請及びそれに対して通信事業者等が行った協力

の状況、同条第1項の規定による相手方の電話番号等の探知の状況等が含まれる。

(4) 特定電子計算機使用型一時的保存傍受

特定電子計算機使用型一時的保存傍受の実施及び再生の実施に当たっては、逐次、法第28条第2項各号に掲げる事項その他当該傍受の実施及び再生の実施の状況を傍受日誌に記載すること。「その他当該傍受の実施及び再生の実施の状況」には、法第10条各項の規定による傍受令状の提示の状況、法第11条第1項（法第23条第4項において準用する場合を含む。12(4)において同じ。）の規定による電気通信設備に対する傍受のための機器の接続その他の必要な処分の状況、法第12条（法第23条第4項において準用する場合を含む。12(4)において同じ。）の規定による通信事業者等に対する協力の要請及びそれに対して通信事業者等が行った協力の状況、法第23条第1項において準用する法第20条第3項の規定による通信管理者等に対する通信の相手方の電話番号等の保存の求めの状況、法第23条第4項において準用する法第21条第7項の規定による通信の相手方の電話番号等の開示の状況等が含まれる。

なお、傍受令状に記載された傍受ができる期間内において、特定電子計算機使用型一時的保存傍受のみならず特定電子計算機使用型即時傍受も実施した場合は、逐次、前記(3)の内容をも記載すること。

11 傍受実施状況書、他犯罪通信該当書の提出

傍受実施状況書（通信傍受規則別記様式第2号又は第3号）は、傍受の実施及び再生の実施の適正を担保するとともに、裁判官が、傍受の原記録の聴取及び閲覧等をさせる際に関係部分を特定するための資料（最高裁判所規則第15条第3項）、裁判官が傍受ができる期間の延長請求を許可するか否かを判断するための資料（法第27条第1項及び第2項並びに法第28条第1項及び第2項）又は他犯罪傍受若しくは他犯罪再生に関する裁判官の事後審査の判断の基礎（法第27条第3項及び法第28条第3項）となる。

傍受又は再生をしている警察官において要件に該当すると認めて他犯罪傍受又は他犯罪再生をしたときは、法第27条第3項又は法第28条第3項の規定による裁判官の審査を受けなければならない。また、裁判官が、他犯罪傍受又は他犯罪再生をした通信が法第15条の要件に該当するかどうかを審査する際、その求めがあった場合は、傍受記録を裁判官に聴取又は閲覧させるものとする。

また、傍受実施状況書を提出した時点において内容の復元等ができていなかった通信について、傍受実施状況書を提出した後、その内容の復元等をしたところ他犯罪通信に該当すると認めるに至ったときも、法第27条第3項又

は法第28条第3項の規定による裁判官の審査を受けなければならないことから、通信傍受規則第21条第4項の規定により、他犯罪通信該当書（同規則別記様式第4号）を提出し、法第27条第3項又は法第28条第3項の規定による裁判官の審査を受けることとなるが、この場合も、傍受実施状況書の提出時と同様の措置が求められる。

12 傍受調書の作成

通信傍受規則第22条の規定により、傍受の実施又は再生の実施をしたときは、その状況を明らかにした傍受調書（書式例様式第4号の1ないし4）を作成しなければならないこととされた。

なお、傍受調書には、傍受又は再生をした通信の記録の内容は記載しないものとする。

(1) 従来型傍受

従来型傍受を実施した場合には、書式例様式第4号の1を用いることとし、「その他傍受の実施の経過」欄には、法第10条各項の規定による傍受令状の提示の状況、法第11条第1項の規定による電気通信設備に対する傍受のための機器の接続その他の必要な処分の状況、法第12条又は法第17条第2項の規定による通信事業者等に対する協力の要請及びそれに対して通信事業者等が行った協力の状況、通信傍受規則第12条第1項の規定による立会人に対する説明の状況、同条第2項の規定により措置を講じた状況、法第17条第1項の規定による相手方の電話番号等の探知の状況等を記載するものとする。

(2) 一時的保存型傍受

一時的保存型傍受を実施した場合には、書式例様式第4号の3を用いることとし、その「その他傍受の実施又は再生の実施の経過」欄には、法第10条各項の規定による傍受令状の提示の状況、法第11条第1項の規定による電気通信設備に対する傍受のための機器の接続その他の必要な処分の状況、法第12条の規定による通信事業者等に対する協力の要請及びそれに対して通信事業者等が行った協力の状況、通信傍受規則第12条第5項において準用する同条第1項の規定による立会人に対する説明の状況及び同条第5項において準用する同条第2項の規定により措置を講じた状況、法第20条第3項の規定による通信管理者等に対する通信の相手方の電話番号等の保存の求めの状況、法第21条第7項の規定による通信の相手方の電話番号等の開示の状況等を記載するものとする。

なお、傍受令状に記載された傍受ができる期間内において、一時的保存型傍受のみならず従来型傍受も実施した場合は、書式例様式第4号の3を用いて前記(1)の事項をも記載すること。

(3) 特定電子計算機使用型即時傍受

特定電子計算機使用型即時傍受を実施した場合には、書式例様式第4号の2を用いることとし、その「その他傍受の実施の経過」欄には、法第10条各項の規定による傍受令状の提示の状況、法第11条第1項の規定による電気通信設備に対する傍受のための機器の接続その他の必要な処分の状況、法第12条又は法第17条第2項の規定による通信事業者等に対する協力の要請及びそれに対して通信事業者等が行った協力の状況、同条第1項の規定による相手方の電話番号等の探知の状況等を記載するものとする。

(4) 特定電子計算機使用型一時的保存傍受

特定電子計算機使用型一時的保存傍受をした場合には、書式例様式第4号の4を用いることとし、その「その他傍受の実施又は再生の実施の経過」欄には、法第10条各項の規定による傍受令状の提示の状況、法第11条第1項の規定による電気通信設備に対する傍受のための機器の接続その他の必要な処分の状況、法第12条の規定による通信事業者等に対する協力の要請及びそれに対して通信事業者等が行った協力の状況、法第23条第1項において準用する法第20条第3項の規定による通信管理者等に対する通信の相手方電話番号等の保存の求めの状況、法第23条第4項において準用する法第21条第7項の規定による通信の相手方の電話番号等の開示の状況等を記載するものとする。

なお、傍受令状に記載された傍受ができる期間内において、特定電子計算機使用型一時的保存傍受のみならず特定電子計算機使用型即時傍受も実施した場合は、書式例様式第4号の4を用いて前記(3)の事項をも記載すること。

第8 原記録用媒体の裁判官への提出の具体的方法等

1 従来型傍受又は一時的保存型傍受を実施した場合

従来型傍受又は一時的保存型傍受を実施した場合において、取り外した傍受の原記録用媒体について、法第25条第1項又は第2項の規定により立会人に封印を求めるなどの手順は、次のとおりとする。

(1) 傍受の原記録用媒体への署名等

通信傍受規則第18条第1項の規定による傍受の原記録用媒体への署名等は、司法警察員（原則として、傍受実施主任官とする。）において、傍受の原記録用媒体の外面に、当該記録媒体に対する記録を終了した年月日時分及びそれが法第24条第1項前段の規定により記録をした記録媒体である旨を記載して署名押印した粘着式ラベルを貼付する又はゴム印等で直接記録媒体に記載することにより行うものとする。

なお、粘着式ラベルについては、市販のシール等、適宜のものを使用す

ること。通信傍受規則第20条の規定による傍受記録作成用媒体への署名等についても、同様の方法によるものとする。

(2) 立会人による封印

所定の粘着式紙片（別添6）に、立会人に、封印の年月日時分及び当該記録媒体の残容量（時間（時分秒）又は空き領域（バイト））を記載させて署名押印させるものとする。そして、記録媒体を収納した容器（以下「ケース」という。）の開閉される部分にまたがるように当該粘着式紙片を立会人に貼付させるものとする。

次に、ケース、粘着式紙片又はシールを破損しない限りケース内の記録媒体の取り出しが不可能となるような方法で、当該粘着式紙片の上から所定のシール（別添7）を立会人に貼付させるものとする。

以上の粘着式紙片及びシールの貼付の方法について図解すると、別添8のとおりである。

(3) 裁判官に対する提出

傍受の実施及び再生の実施の適正を図るため、立会人が封印をした記録媒体は、遅滞なく、裁判官に提出しなければならないこととされている（法第25条第4項）。この記録媒体を傍受の実施の場所から警察施設に持ち帰るなどした場合には、無用の疑念を生じさせかねないので、これを一時警察施設に持ち帰ること等はすべきでない。

また、短い時間とはいえ、傍受の実施の場所に置いておかざるを得ない場合もあり得るが、そうした場合であっても、封印された傍受の原記録用媒体を立会人から常時見える場所に置くなどの措置を講じ、その状況を傍受日誌等に明らかにしておかなければならない。

なお、通信傍受手続簿（通信傍受規則別記様式第10号）その2「裁判官への記録媒体（傍受の原記録）の提出」欄中に受領印欄があるが、これは、最高裁判所との協議により、傍受の原記録用媒体の提出を受けた裁判所から押印を受けるために設けられたものである。そこで、傍受の原記録用媒体の提出に当たっては、当該簿冊を持参し、該当欄に受領印の押印を受けるものとする。

2 特定電子計算機使用型傍受を実施した場合

特定電子計算機使用型傍受を実施した場合において、取り外した傍受の原記録用媒体について、通信傍受規則第18条第2項の規定により署名押印をするなどの手順は、次のとおりとする。

(1) 傍受の原記録用媒体への署名等

通信傍受規則第18条第2項の規定による傍受の原記録用媒体への署名等は、司法警察員（原則として、傍受実施主任官とする。）において、傍受

の原記録用媒体の外面に、当該記録媒体に対する記録を終了した年月日時分及びそれが法第26条第1項の規定により記録をした記録媒体である旨を記載して署名押印した粘着式ラベルを貼付する又はゴム印等で直接記録媒体に記載することにより行い、更にケースの開閉される部分にまたがるようにシールを貼付するものとする。

なお、粘着式ラベル及びケース貼付用シールについては、市販のシール等、適宜のものを使用すること。通信傍受規則第20条の規定による傍受記録作成用媒体への署名等についても、同様の方法によるものとする。

(2) 裁判官に対する提出

傍受の実施及び再生の実施の適正を図るため、司法警察員が署名するなどした記録媒体は、傍受の実施の終了後（傍受の実施を終了するときに一時的保存をした暗号化信号であって復号していないものがあるときは、再生の実施の終了後）、遅滞なく、裁判官に提出しなければならないこととされている（法第26条第4項）。

そのため、司法警察員が署名するなどした記録媒体は、傍受の実施又は再生の実施が終了するまでの間、警察施設において保管することが予定されているところ、原記録の重要性に鑑み、第10の3に記載する傍受記録作成用媒体、傍受記録及び複製等（書面以外）の保管に準じ、他の証拠物件等と区別した上で、所定の金庫その他の施錠できる設備に収納して保管しなければならないこととする。

なお、当該設備の鍵は、捜査主任官（不在の場合はこれに代わるべき者）が保管するものとし、通信記録物等管理者がその保管の状況を第10の2(5)の管理簿に記載して捜査主任官の決裁を受けるものとする。

また、通信傍受手続簿（通信傍受規則別記様式第10号）その2「裁判官への記録媒体（傍受の原記録）の提出」欄中に受領印欄があるが、これは、最高裁判所との協議により、傍受の原記録用媒体の提出を受けた裁判所から押印を受けるために設けられたものである。そこで、傍受の原記録用媒体の提出に当たっては、当該簿冊を持参し、該当欄に受領印の押印を受けるものとする。

第9 事後手続

1 通信の当事者に対する通知

(1) 確実な通知の実施

法第30条の規定による通知は、傍受記録に記録されている通信の当事者が、傍受をされた通信の内容を確認する機会及び不服申立てをする機会を十分に保障し、違法な処分が行われた場合の救済を図るとともに、通信の傍受の適正を担保しようとするものであり、傍受記録に記録されている傍

受された通信の当事者及び再生された通信の当事者に対して行わなければならない。

その通知の期限については、法第30条第2項に規定されているとおり、通信の当事者が特定できない場合又は所在が明らかでない場合を除き、「傍受の実施が終了した後30日以内」であり、この点は、傍受の実施を終了するときに一時的保存をされた暗号化信号であって復号されていないものがあり、傍受の実施の終了後において再生の実施を行うこととなるときであっても同様である。

なお、通知を遺漏なく行う必要があることを受け、通信傍受手続簿（通信傍受規則別記様式第10号）その3に「通信の当事者に対する通知」欄を設け、傍受記録を作成したときは、法第30条の規定による通知をしなければならない者を明らかにし、その後も当該通知の状況等を明らかにしておかなければならないこととされたものである。

(2) 通知の方法

法第30条の規定による通知を行わなければならないのは、傍受記録に記録されている通信の当事者であり、これらの者は、傍受すべき通信に該当する通信等、法第29条第3項各号又は第4項各号に掲げる通信の当事者であるから、被疑者又は参考人として、取調べを行うこととなると考えられる。したがって、法第30条の規定による通知は、原則として、警察職員が傍受通知書（通信傍受規則別記様式第6号）を通信の当事者に直接交付することにより行うものとする。また、傍受通知書を交付することにより通知をした場合においては、あらかじめ受取証を準備しておき、通知を受けた者に署名押印を求めるなど、適当な措置を執るものとする。

なお、通知が行われたかどうかについて紛議が生じないようにするため、極力通信の当事者に直接交付することにより行うべきであるが、通信の当事者に直接交付することを申し入れてもその者が申入れを拒絶するなど、法の定める期間内に傍受通知書を交付することが困難な場合は、配達証明郵便に付して行うものとする。

(3) 通知の内容

前述のとおり、通知は傍受通知書（通信傍受規則別記様式第6号）を用いて行うこととなるが、通信傍受の実施の適正をより一層確保するとの観点から、通知の際に、法第31条に基づく傍受記録の聴取、閲覧等ができること、法第32条第1項に基づく傍受の原記録の聴取、閲覧等ができること、法第33条第1項又は第2項に基づく不服申立てができることを併せて通知することとされた（法第30条第1項第7号）。

したがって、通知を行うに際しては、通信の当事者に対し、傍受通知書（通信傍受規則別記様式第6号）を交付するとともに口頭で補足説明を行

うなど、適切な通知の実施を心がけること。

(4) 通知を発しなければならない期間の延長

通知を発しなければならない期間の延長の請求は、傍受記録に記録されている通信の当事者ごとに行うものとし、当該当事者に係る通信が複数ある場合は、各通信が記録されている傍受記録及び記録されている部分を特定するに足る事項を資料にまとめ、これを通信傍受規則第26条第4項の規定により添付する資料に含めなければならない。

2 警察官が保管する傍受記録の聴取及び閲覧等

警察官が保管する傍受記録の聴取及び閲覧等に係る事務については、捜査主任官の指揮を受け、以下の点に留意しつつ、行うものとする。

(1) 通知を受けた通信の当事者であることの確認

1 (2)で述べたとおり、通知を受けた通信の当事者については、被疑者又は参考人として、捜査過程において人定事項が明らかにされることとなるが、いずれにせよ、無関係の者に傍受記録の聴取等を行わせてはならないので、通信傍受規則第27条第1項の規定により、傍受記録の聴取等しようとする者が通知を受けた通信の当事者であることを確認しなければならないこととされた。

(2) 傍受記録の破棄等の防止

法第31条の規定による傍受記録の聴取等は、通知を受けた通信の当事者の権利であるが、当該通信の当事者による傍受記録の破棄、当該通信以外の通信に係る部分の聴取等を防止するため、通信傍受規則第27条第2項の規定が設けられたものである。

同項の所要の措置としては、聴取、閲覧又は複製の作成のための機器の操作を警察職員が行うこと等が考えられる。

(3) 複製の作成の用に供する記録媒体

法第31条の規定による傍受記録の複製を作成しようとする者に対しては、あらかじめ、警察において複製可能な記録媒体を持参するように連絡するものとする。

また、傍受記録が暗号化されている場合には、記録装置を用いて復号化した上で、持参した記録媒体に複製を作成するものとする。

(4) 裁判官からの照会への対応

原記録保管裁判官は、法第31条の規定による傍受記録の聴取等の状況を確認する必要がある場合があるため（法第32条第1項）、原記録保管裁判官から警察に対し傍受記録の聴取及び閲覧等の状況について照会がなされたときは、通信傍受手続簿（通信傍受規則別記様式第10号）その6に基づき、回答しなければならない。

第10 通信記録物等の管理

1 略

2 通信記録物等の作成

(1) 必要最小限度の範囲内の作成

通信記録物等の作成は、必要最小限度の範囲にとどめなければならない（通信傍受規則第24条第1項）。

そして、この必要最小限度の範囲内かどうかについては、捜査全般を把握している捜査主任官が判断しなければならないから、通信記録物等の作成については、捜査主任官の指揮を受けなければならない。このうち、あらかじめ定型的に作成が予想される場合（傍受の実施の場所において、傍受記録作成用媒体を作成する場合等）は、ある程度包括的な指示になっても差し支えないが、いずれにしても、捜査主任官に対する結果報告は、必ず行わなければならない。

なお、ソフトウェアの中には、あるファイルが更新されたときに自動的に更新前のファイルが保存される機能等を有するものがあり、こうしたソフトウェアを用いた場合は、意図しないまま通信記録物等が作成されることにもなりかねないので、特に注意しなければならない。そこで、通信記録物等の作成に用いる機器は、こうした観点からも不都合が生じないように、周到に検討しなければならない。

(2) 傍受記録の作成

ア 作成者の限定

傍受記録の作成に従事する者は、傍受記録に残される通信以外の通信の内容を知り得ることとなるため、捜査主任官は、傍受記録の作成に従事する者を必要最小限度の範囲内に限定しなければならない。こうした観点から、捜査主任官は、原則として、傍受又は再生をした警察官に傍受記録の作成に当たらせるようにするものとし、それが困難な場合は、傍受記録の作成に当たる者を指定し、指定された者以外の者にみだりに関与させないようにしなければならない。

イ 略

(3) 作成の状況を明らかにした書類

通信記録物等の作成が終了したときにおいて、通信傍受規則第24条第2項の規定により速やかに作成しなければならない書類は、通信記録物等の種類ごとに次に定めるとおり。

ア 略

イ 傍受記録

傍受記録作成調書（書式例様式第7号）を作成する。

傍受記録作成調書の作成は、記録装置が自動的に記録する履歴（ログ）を活用しつつ行うものとする。

ウ 複製等（書面）

傍受記録を作成する前に作成した場合は、複製等作成調書（甲）（書式例様式第6号）を作成する。

傍受記録を作成した後に作成した場合は、複製等作成調書（乙）（書式例様式第8号）を作成する。

エ 複製等（書面以外）

ウに同じ。

オ 通信記録物等（その他）

通信記録物等（その他）作成報告書（別添9）を作成する。

(4) 通信記録物等の作成が終了した旨の通知

通信傍受規則第24条第2項の規定による通信記録物等管理者に対する通知は、(3)の書類（又はその写し）を提出することにより行うものとする。

(5) 通信記録物等の作成状況の簿冊への記載

通信記録物等管理者は、原記録用媒体管理簿（別添10）、傍受記録管理簿（別添11）、複製等（書面）管理簿（別添12）、複製等（書面以外）管理簿（別添13）及び通信記録物等（その他）管理簿（別添14）に所要の事項を記載するとともに、(4)により提出を受けた書類の写しを編綴し（通信傍受規則第24条第3項）、捜査主任官の決裁を受けるものとする。

3 保管

(1) 傍受記録作成用媒体、傍受記録及び複製等（書面以外）

他の証拠物件等と区別した上で、所定の金庫その他の施錠できる設備に収納して保管しなければならない。また、当該設備の鍵は、捜査主任官（不在の場合はこれに代わるべき者）が保管するものとする。

通信記録物等管理者は、保管の状況を2(5)の管理簿に記載し（通信傍受規則第24条第3項）、捜査主任官の決裁を受けるものとする。

(2) 複製等（書面）及び通信記録物等（その他）

ア 作成者による保管

作成者において、他の証拠物件と区別した上で、執務室の書庫等の適宜の設備に保管するものとする。

通信記録物等管理者は、保管の状況を2(5)の管理簿に記載し（通信傍受規則第24条第3項）、捜査主任官の決裁を受けるものとする。

イ 保管の引継ぎ

保管を他の者に引き継ごうとする者は、通信記録物等を特定するに足

りる事項、新たな保管者及び保管場所等を記載した書面により捜査主任官に承認を求め、承認を受けた後に保管の引継ぎをするものとし、当該書面は、通信記録物等管理者に交付するものとする（検察官に送致等をしようとするときも、同様とする。）。通信記録物等管理者は、当該書面の交付を受けたときは、2(5)の管理簿に新たな保管者及び保管場所等を記載するとともに、当該書面を編綴し（通信傍受規則第24条第3項）、捜査主任官の決裁を受けるものとする。

4 出納

傍受記録作成用媒体、傍受記録及び複製等（書面以外）の出庫を受けようとする者は、通信記録物等出納簿（別添15）に所定事項を記載しなければならない。そして、通信記録物等管理者は、通信記録物等出納簿の記載を確認し、捜査主任官の承認を得て、通信記録物等を引き渡すものとする。

通信記録物等管理者は、通信記録物等の返納を確認したときは、返納年月日欄に所定事項を記載するものとする（通信傍受規則第24条第3項）。

5 通信記録物等からの記録の消去

(1) 消去すべき場合

ア 傍受記録を作成したとき等

法第29条第6項の規定により、傍受記録を作成した場合において、他に複製等（書面以外）又は複製等（書面）があるときは、その記録の全部を消去しなければならないこととされている。

通信傍受規則第23条第2項は、傍受記録を作成した場合は、法第29条第6項に掲げる記録物に加え、通信記録物等（その他）についても、原則として、その記録の全部を消去しなければならないこととするものである。ただし、同規則第23条第2項ただし書の規定により、通信記録物等（その他）が傍受記録に記録された通信の内容の全部又は一部を要約して記載した捜査書類であって、傍受記録を作成する前に行った捜査の経過を示すために特に必要なものである場合（例えば、緊急逮捕手続書等に傍受記録に記録された通信の内容の全部又は一部を要約して記載していた場合）には、その記録を消去することは適当ではないため、消去すべき対象から除外することとされた。

なお、傍受記録に記録された通信の内容の全部又は一部をそのまま記録したものについては、法上に例外規定が置かれていないことから、傍受記録を作成する前に行った捜査の経過を示すために必要なものであっても、法第29条第6項の規定により、その記録の全部を消去しなければならないことに注意する必要がある。

このように、傍受記録を作成したときは、基本的には、他の通信記録物等の記録の全部を消去しなければならないのであるから、できる限り、傍受記録の作成を優先して行い、その後、傍受記録を元に必要な通信記録物等を作成するようにしなければならない。

なお、通信傍受規則第23条第2項の規定により消去しなければならないこととなるようなメモ等については、そもそも作成しないことを原則としなければならないが、傍受記録作成までの過程で必要があってこうしたメモ等を作成する場合は、後に消去することが予定されていることを踏まえ、所定のメモ用紙のみに記載する（備忘録への記載等は避けること）など管理に適した方法で作成しなければならない。

一方、法第29条第5項の規定により傍受記録から通信の記録を消去しなければならない場合には、同条第6項後段の規定により、当該記録の複製等（書面以外）又は複製等（書面）があるときは、その当該記録に係る部分の記録の全部を消去しなければならないこととされている。

通信傍受規則第23条第3項の規定により、法第29条第5項等の規定により傍受記録から記録を消去したときは、通信記録物等（その他）についても、その当該記録に係る部分の記録の全部を消去しなければならないこととなる。

他方、傍受記録の作成に当たり、傍受すべき通信に該当すると認めた通信については、必ず傍受記録にその記録を残さなければならないが、当該通信について、その後の捜査等により、傍受すべき通信に該当しないものと判断されるに至る場合もあり得ないわけではない。このような場合であっても、警察限りの判断によって消去することは、手続の明確性と安定性を害し、実務上も問題を生じるため適当ではなく、法が定める手続（傍受記録に記録された通信の当事者に対する通知、傍受又は再生の処分に対する不服申立てを経た傍受又は再生の処分の取消し及び裁判官による消去命令）による消去のみが許される。

イ 刑事手続において使用する必要がなくなったとき

通信傍受規則第24条第4項の規定により、通信記録物等が刑事手続において使用する必要がなくなったときは、速やかに、その記録の全部を消去しなければならないこととされた。

この「刑事手続」には、公訴、公判の手続のほか、捜査も含まれる。そして、傍受を行った事件を送致した先の検察庁において、刑事手続において使用する必要がなくなったと判断して傍受記録等（警察が送致したものを）を廃棄したときは、その旨が検察庁から警察に対し書面で通知されることとなるので、「刑事手続において使用する必要」の有無については、かかる検察庁における措置を踏まえて適切に判断しなければならない。

らない。

なお、捜査上の必要があつて傍受記録の複製（傍受記録は送致）を作成、保管している場合に、検察庁では傍受記録の保管が継続されているが、捜査上の必要がなくなったために、警察が保管する当該傍受記録の複製の記録の全部を消去しなければならないこととなること等も考えられる。

通信記録物等を保管している場合は、これらを踏まえ、「刑事手続において使用する必要」がなくなっていないかどうかについて、常に注意しておかなければならない。

ウ その他

以上のほか、法第33条第3項（法第27条第3項又は法第28条第3項において準用する場合を含む。）に定める消去命令を裁判所から命ぜられた場合又は法第33条第4項に定める複製作成許可が取り消された場合は、通信記録物等からその記録を消去しなければならないこととされている。

(2) 消去すべき通信記録物等の確認

通信記録物等から記録の消去をしなければならないときは、捜査主任官は、通信記録物等管理者に命じて、同時にその記録の消去を行うべき通信記録物等がないかどうか確認させなければならない。

なお、法の規定によりその記録を消去しなければならない通信記録物等が検察官に送致されているときは、捜査主任官は、消去事由その他必要な事項を当該検察官に通知するものとする。

(3) 消去

通信記録物等からの記録の消去は、捜査主任官が通信記録物等管理者に命じて行わせなければならない（通信傍受規則第23条第2項及び第3項並びに同規則第24条第4項）。また、指示を受けた通信記録物等管理者は、万全を期するため、捜査主任官又はこれに代わるべき者の立会いを得た上で消去の作業を行うものとする。

消去の作業は、記録媒体の場合は、記録装置の消去機能その他の消去した内容を復元できない方法により行うものとし、書面の場合は、可能であれば書面全体を裁断すること、該当部分を切り取ってこれを裁断すること、該当部分に黒塗り（裏面から透けて見える可能性がある場合は、裏面にも黒塗り）をすること等、いかなる方法によっても内容を認識することができなくなる方法により行うものとし、その他の物の場合も、これらに準じて、いかなる方法によっても内容を認識することができなくなる方法により行うものとする。

(4) 通信記録消去報告書の作成等

通信記録物等から記録を消去したときは、通信記録物等管理者は、速やかに、通信記録消去報告書（別添16）を起案して捜査主任官及び都道府県警察において定める幹部（必ず所属長以上の者とする。）の決裁を受け、2(5)に掲げるそれぞれの管理簿に所要事項を記載するとともに、当該通信記録消去報告書を編綴するものとする（通信傍受規則第24条第3項）。

また、傍受実施状況書を提出した後に傍受記録から記録を消去したときは、通信傍受規則第23条第4項の規定により、同規則別記様式第5号の通信記録消去通知書により裁判官に通知しなければならないこととされているが、当該通知を行ったときは、当該通信記録消去通知書の写しも同様に編綴するものとする。

6 傍受記録等の送致

書式例本文第1の10に定める傍受記録等を送致する場合は、事件記録・証拠品送致票（甲）の備考欄に、「傍受記録等」と記載し、さらに、書式例様式第9号の傍受記録等総目録の番号を記載した上、検察庁証拠品係に提出し、同備考欄に証拠品事務官による受領印を受けるものとする。

なお、傍受記録作成用媒体の記録の全部を消去して作成した傍受記録についても、検察官に送致する必要があることに留意されたい。

7 点検

通信記録物等管理者は、原則として始業時又は終業時（事件処理が一段落した後には、毎月最低1回）は、関係簿冊の記載と通信記録物等の保管等の状況の突合せを行うほか、必要な点検をしてその結果を捜査主任官及び5(4)の幹部に対し報告しなければならない。捜査主任官も、できる限り、自ら必要な点検をしなければならない。

通信記録物等管理者は、適宜の方法により、これら点検の状況を書面に記録しておかなければならない。

8 警察本部長に対する報告

捜査主任官は、通信記録物等を送致した場合、法第27条第3項又は法第28条第3項において準用する法第33条第3項の規定による命令により消去した場合等の節目において、通信記録物等の作成、保管及び出納の状況、その記録の消去の状況その他その適正な管理のために必要な事項を警察本部長に対し報告しなければならない。

また、警察本部長は、毎年最低2回は、捜査の適正を確保するための指導に関する事務を所掌する警察本部の課（課に準ずるものを含む。）に所属する警視以上の警察官の中から適当な者を指名して、通信記録物等の作成、保

管及び出納の状況、その記録の消去の状況その他その適正な管理のために必要な事項を点検・確認させ、その結果の報告を求めなければならない。

9 管理要領の制定

別添17を参考に、都道府県警察における通信記録物等の管理要領を制定すること。

第11 様式について

通信傍受規則において規定された様式については、最高裁判所等関係機関とも協議の上、その用紙の規格を日本工業規格A列4番とするので、誤りのないようにすること。

なお、通信傍受規則別記様式第1号から第10号まで（第2号及び第3号にあってはその2からその6までを除く。）の様式については、枠組みを省略したり、必要に応じ適宜の項目から継続用紙を使用したりすることは、差し支えない。

第12 その他

1 関係資料の写しの保存

傍受令状の請求に関する捜査書類、傍受の実施の状況に関する捜査書類その他傍受が行われた事件に関する捜査書類については、法又は通信傍受規則の規定により消去しなければならない記録に係るものを除き、その写しを作成して保存しておくものとする（犯罪捜査規範第273条）。

2 記録装置の保管・管理

記録装置は、決して目的外に使用されることのないように、適正捜査指導担当課の長（以下「適正捜査指導担当課長」という。）の責任において、施錠できる施設において保管・管理するものとする。ただし、警察本部長が適当と認めるときは、傍受を行う事件の捜査を担当する所属長をして、施錠できる施設において保管・管理させることができるが、この場合であっても、適正捜査指導担当課長は、随時、点検・確認することにより、記録装置の保管・管理の状況を把握しておかなければならない。

3 警察庁に対する報告等

(1) 報告、指導等

都道府県警察の傍受を行う事件の捜査担当部門は、警察庁の対応する部門に対し、傍受令状の請求前、傍受ができる期間の延長の請求前、傍受の実施の終了時その他傍受を行う事件の捜査の節目において、所要の事項を

報告するものとする。警察庁の対応する部門は、刑事局（刑事企画課刑事指導室）との連携を密にし、法、最高裁判所規則、通信傍受規則、関連通達等にとつた適正な運用を行うため必要な指導を、都道府県警察の傍受を行う事件の捜査担当部門に対し行うものとする。

(2) 国会への報告等のための報告

適正捜査指導担当課は、別途指示する時点において、法第36条の規定により国会への報告等を行うべき事項を取りまとめの上、警察庁刑事局（刑事企画課刑事指導室）に対し、報告するものとする。

なお、一時的保存型傍受、特定電子計算機使用型即時傍受又は特定電子計算機使用型一時的保存傍受を実施したときはその旨も報告しなければならない。

- 入退室管理の確認
- スポット傍受・スポット再生遵守確認（傍受・再生）
- ヘッドフォン使用確認（傍受・再生・傍受記録作成）
- 録音・録画機器等の保管確認
- 傍受日誌の確認
- 原記録用媒体・通信記録物等の保管確認
- その他（内容： ）

イ 特記事項

[]

(3) 同日×時×分～×時×分

ア 指導内容

- 傍受記録作成時の指導
 - 傍受記録の保管確認
 - 傍受記録以外の通信記録物等の廃棄・消去確認
 - その他（内容： ）

イ 特記事項

[]

(4) 同日□時□分～□時□分

ア 指導内容

- 傍受の実施終了後の指導
 - 機器の停止確認
 - 原記録用媒体・通信記録物等の保管確認
 - 傍受日誌の確認
 - その他（内容： ）

イ 特記事項

[]

5 その他参考事項

- (注意) 1 事例に応じ、必要な訂正を加えて使用すること。
 2 □印のある欄については、該当の□内にレ印を付すこと。

最小化等に関する指示書モデル（ゴシックは、不動文字。）

捜査主任官 ○○○○ 殿

○○県警察本部長 ○○○○

被疑者○○○○による○○○○○○○○○事件の捜査のため、裁判官の傍受令状に基づき行う電話番号○○○○○○○○○に係る傍受の実施又は再生の実施に関し、以下のとおり指示する。

1 心構え

(1) 法令等の厳守

通信の傍受は、憲法の保障する通信の秘密に制約を加えるものであること等から、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律（以下「法」という。）は、傍受の要件・手続を厳格に定めるとともに、法第29条第7項において傍受記録に記録された通信以外の通信の内容の他人への告知又は使用の禁止を、法第35条において関係者による通信の秘密の尊重等を、法第37条各項において通信の秘密を侵す行為の処罰等を規定している。

さらに、犯罪捜査規範第3条により法令等の厳守が規定され、また、通信傍受規則第9条の規定により、傍受令状に記載されている事項を厳格に遵守しなければならないこととされている。

そこで、法令の規定、傍受令状の記載事項及びこの指示書にのっとり適正に傍受の実施又は再生の実施をしなければ、傍受又は再生の結果得られた証拠の証拠能力が否定されかねないこと、通信の秘密侵害罪等による処罰や懲戒処分の対象となること等の可能性があることを銘記する必要がある。

(2) 法令に準拠した慎重な判断

通信の傍受又は再生をしているときは、常に、傍受又は再生の根拠条項を明確に意識しておかなければならない。傍受又は再生をした各通信については、各根拠条項に該当すると判断した理由の説明を公判等で求められる可能性もある。スポット傍受又はスポット再生をしている通信が、傍受すべき通信等に該当するかもしれないがはっきりしないというようなときは、令状記載傍受又は令状記載再生等の開始には慎重にならなければならない。

2 スポット傍受又はスポット再生の時間間隔

スポット傍受又はスポット再生を開始した場合は、できる限り速やかに該当性判断を行うようにしなければならない。

(1) 該当性判断がつかない場合

- ① 該当性判断がつかないとしても、第1回目のスポット傍受又はスポット再生の開始時から____以内にスポット傍受又はスポット再生を中断しなければならない(中断後は、②に移行)。
- ② 中断の時点から____が経過した後において、通話が継続しており、傍受すべき通信に該当するかどうかを判断するため必要があるときは、スポット傍受又はスポット再生を再開するものとする(再開後は、③に移行)。
- ③ スポット傍受又はスポット再生を再開した場合も、できる限り速やかに該当性判断を行うようにしなければならない。仮に、該当性判断がつかないとしても、スポット傍受又はスポット再生の再開時から____以内にスポット傍受又はスポット再生を中断しなければならない(中断後は、②に移行)。ただし、話者・話題の転換を認めたために白紙の状態では該当性判断をしなければならないときは、①に移行する。

(2) 傍受すべき通信に該当しないことが明らかであると認めて傍受を終了した場合

- ① この終了時から____を超えて通話が継続しており、当該終了時における話者・話題が転換していないかどうかを確認するため必要があると認めるときは、スポット傍受又はスポット再生を開始するものとする(開始後は、②に移行)。
- ② スポット傍受又はスポット再生を開始した場合、話者・話題が転換していないことの確認をできる限り速やかに行うようにしなければならない。この場合のスポット傍受又はスポット再生は、仮に確認がつかないとしても、開始時から____以内に中断しなければならない(中断後は、①に移行)。ただし、話者・話題の転換を認めたために白紙の状態では該当性判断をしなければならないときは、(1)①に移行する。

(3) 注意

以上の時間が経過する前であっても、傍受すべき通信に該当しないことが明らかである場合に直ちにスポット傍受又はスポット再生を終了することはもちろんのこと、法第16条に規定する通信である可能性が認められるなどスポット傍受又はスポット再生を継続してよいかどうか判断に迷ったときも、慎重を期して、指示した時間が経過しなくともスポット傍受又はスポット再生を終了するようにしなければならない。

3 報道の取材のための通信が行われていると認めた場合に留意すべき事項

今回の被疑事実については、共犯者の中に報道機関等の者が含まれているという状況は認められない。

したがって、報道の取材のための通信と認められた場合には、被疑者が犯行

告白を行うなどしたために、取材のための通信であることが判明するまでの間に令状記載傍受又は令状記載再生等を開始しているという希有な場合を除き、直ちに、傍受又は再生を終了しなければならない。

4 その他傍受の実施又は再生の実施の適正を確保するための事項

(1) 医師等との間の通信について

医師、歯科医師、助産師、看護師、弁護士、弁理士、公証人又は宗教の職にある者との間の通信については、他人の依頼を受けて行うその業務に関するものと認められるときは、決して傍受をしてはならない（法第16条）。

また、薬剤師についても、医師に準じて取り扱わなければならないが、薬物事犯の中には薬剤師が被疑者となっている事案もあり得ることから、慎重に判断すること。

これまでの捜査により、被疑者は、医師〇〇〇〇（電話番号〇〇〇〇）との間で通信を行う可能性があることが判明している。したがって、当該電話番号との間の通信については、法第16条の規定に違反しないように、特に、注意しなければならない。

(2) 該当性判断のため考慮すべき事項

スポット傍受又はスポット再生の最小化を図るため、次の事項を考慮しなければならない。

○ 傍受の実施又は再生の実施を続けることにより把握された、傍受の実施又は再生の実施の対象とすべき通信手段における通信の内容のパターン（例えば、特定の相手方との通信については傍受すべき通信である確率が低いこと等が把握されることが考えられるが、こうした事項を考慮することは最小化の観点から有益である。）

○ 同一の通話において、既に行われた通信の内容

○ 法第17条第1項の規定により探知をした通信の相手方の電話番号又は法第21条第7項の規定により開示を受けた通信の相手方の電場番号等

(3) メモ等の作成について

メモ等の作成は、必要最小限度の範囲にとどめなければならない。そして、メモ等を作成する場合でも、備忘録等によるのではなく、所定の書面を用いて作成しなければならない。

(4) 記録装置の故障、立会人の不在等の場合

記録装置が故障し、又は何らかの異常を感じた場合は、直ちに、傍受の実施を中断しなければならない。立会人が不在となる場合も同様である（特定電子計算機使用型傍受を除く。）。

(5) 傍受の実施又は再生の実施の終了

傍受の理由又は必要がなくなったときは、傍受の実施は、傍受ができる期間内でもこれを終了しなければならないほか、再生の実施は、その開始前にあってはこれを開始してはならず、その開始後にあってはこれを終了しなければならないが、この判断は、捜査主任官が、令状記載傍受をした通信の内容、当該事件の捜査全般の状況等を考慮して行うものとする。そこで、傍受実施主任官は、逐次、必要な事項を捜査主任官に対し報告しなければならない。

(6) 判断に迷った場合の措置

予想外の事態が発生し、どう対処すべきか判断に迷った場合は、直ちに、傍受の実施又は再生の実施を中断した上で捜査主任官の判断を求めるように指示しておかなければならない。捜査主任官にあっても、判断に迷ったときは、順を追って本職に判断を求めなければならない。

立会人に対する説明要領（モデル）

これから、適切な立会いをするために参考となるべき事項を御説明します。説明書を御覧ください。

1 通信傍受法第13条、第25条その他の立会人に係る主要な法令の規定

通信傍受法第13条第1項（通信傍受法第21条第1項において準用する場合を含みます。）の規定により、傍受の実施又は再生の実施をするときは、立会人を常時立ち合わせなければならないこととされています。

そして、立会人には、

- ① 傍受令状に記載されている傍受の実施の対象とすべき通信手段、傍受の実施の方法及び場所、傍受ができる期間並びに傍受の実施に関する条件
- ② スポット傍受及びスポット再生の時間・間隔に関する警察本部長の指示
- ③ 傍受又は再生をした通信については全て記録しなければならない旨の通信傍受法第24条第1項の規定

等の遵守状況を確認していただきます。

そして、立会人は、通信傍受法第13条第2項（通信傍受法第21条第1項において準用する場合も含みます。）の規定により、警察官に対し当該傍受の実施又は再生の実施に関し意見を述べるができることとされ、通信傍受規則第12条第2項（同条第5項の規定において準用する場合を含みます。）の規定により、立会人の意見が述べられたときは、警察官は、これを勘案して、必要に応じ、傍受の実施又は再生の実施の適正を確保するための措置を講じなければならないこととされています。意見がある場合には、所定様式の意見書に意見を記載していただき、意見がない場合には、その旨を意見書に記載していただくこととなります。

また、通信傍受法第25条第1項又は第2項の規定により、記録媒体の交換をしたときは、立会人にその封印を求めなければならないこととされています。封印の方法については、後で説明します。

2 傍受令状に記載されている傍受の実施の対象とすべき通信手段、傍受の実施の方法及び場所、傍受ができる期間並びに傍受の実施に関する条件

傍受の実施の対象とすべき通信手段は、〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇番の電話番号の電話です。

通信傍受法第20条第1項の規定によらない傍受（以下「従来型傍受」といいます。）を実施する場合、傍受の実施の方法及び場所は、〇県〇市…所在の〇〇株式会社〇〇支店●●階「●●」室において、記録装置をMDFの〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇の電話番号の回線に接続することにより実施するというもの

です。

通信傍受法第20条第1項の規定による傍受（以下「一時的保存型傍受」といいます。）を実施する場合、傍受の実施の方法及び場所は、○県○市…所在の○○株式会社○○支店●●階「●●」室において、一時記録装置をMDFの○○-○○○-○○○○の電話番号の回線に接続することにより実施するというものです。

傍受ができる期間は、平成○○年○○月○○日から○日間です。

3 傍受又は再生のための機器の概要及びその使用方法

(1) 基本的事項

従来型傍受を実施する場合、傍受をした通信については全て2つの記録媒体に同時に記録します。記録していないとき等は、傍受できない仕組みになっています。

スポット傍受を開始した時点からあらかじめ設定した時間が経過すると自動的にスポット傍受が中断されます。

一時的保存型傍受を実施する場合、再生をした通信については全て2つの記録媒体に同時に記録します。記録していないとき等は、再生できない仕組みになっています。

スポット再生を開始した時点からあらかじめ設定した時間が経過すると自動的にスポット再生が中断されます。

(2) 画面表示等

捜査員の作業状況が記録装置の画面に標示されます。

ア 従来型傍受を実施する場合（別添1の図（省略）を御覧ください。）

記録装置において、傍受中は「記録中」と赤色表示され、傍受をしていないときは「中断・停止中」と緑色表示されます。

スポット傍受中は、「スポット傍受」と「記録中」が赤色表示されます。

令状記載傍受をしようとするときは、「令状記載」をクリックします。

そうすると、「令状記載」と「記録中」が赤色表示されます。外国語等傍受、他犯罪傍受及びスポット傍受についても同じです。

傍受を終了しようとするときは、「記録停止」をクリックします。そうすると、「記録停止」が赤色表示されます。

イ 一時的保存型傍受を実施する場合（別添2の図（省略）を御覧ください。）

一時記録装置において、再生中は「記録中」と赤色表示され、再生をしていないときは「中断・停止中」と緑色表示されます。

スポット再生中は、インジケーターが青色表示されます。

令状記載再生をしようとするときは、「令状記載」をクリックします。

そうすると、インジケーターが赤色表示されます。

同様に、外国語等再生はインジケータが黄色、他犯罪再生はインジケータがピンク色表示されます。

再生を終了しようとするときは、「記録停止」をクリックします。そうすると、「記録停止」が緑色表示されます。

4 スポット傍受又はスポット再生の時間間隔に関する警察本部長の指示

今回の傍受の実施又は再生の実施について、以下のとおり警察本部長の指示がなされており、これに基づいてスポット傍受又はスポット再生を行うこととしています。

(指示の内容)

スポット傍受又はスポット再生を開始した場合は、できる限り速やかに該当性判断を行うようにしなければならない。

(1) 該当性判断がつかない場合

- ① 該当性判断がつかないとしても、第1回目のスポット傍受又はスポット再生の開始時から 以内にスポット傍受又はスポット再生を中断しなければならない(中断後は、②に移行)。
- ② 中断の時点から が経過した後において、通話が継続しており、傍受すべき通信に該当するかどうかを判断するため必要があるときは、スポット傍受又はスポット再生を再開するものとする(再開後は、③に移行)。
- ③ スポット傍受を再開した場合も、できる限り速やかに該当性判断を行うようにしなければならない。仮に、該当性判断がつかないとしても、スポット傍受又はスポット再生の再開時から 以内にスポット傍受又はスポット再生を中断しなければならない(中断後は、②に移行)。ただし、話者・話題の転換を認めたために白紙の状態で該当性判断をしなければならないときは、①に移行する。

(2) 傍受すべき通信に該当しないことが明らかであると認めて傍受を終了した場合

- ① この終了時から を超えて通話が継続しており、当該終了時における話者・話題が転換していないかどうかを確認するため必要があると認めるときは、スポット傍受又はスポット再生を開始するものとする(開始後は、②に移行)。
- ② スポット傍受又はスポット再生を開始した場合、話者・話題が転換していないことの確認をできる限り速やかに行うようにしなければならない。この場合のスポット傍受又はスポット再生は、仮に確認がつかないとしても、開始時から 以内に中断しなければならない(中断後は、①に移行)。ただし、話者・話題の転換を認めたために白紙の状態で該当性判断をしなければならないときは、(1)①に移行する。

(3) 注意

以上の時間が経過する前であっても、傍受すべき通信に該当しないことが明らかである場合に直ちにスポット傍受又はスポット再生を終了することはもちろんのこと、法第16条に規定する通信である可能性が認められるなどスポット傍受又はスポット再生を継続してよいかどうか判断に迷ったときも、慎重を期して、指示した時間が経過しなくともスポット傍受又はスポット再生を終了するようにしなければならない。

5 通信傍受法第25条第1項又は第2項の封印の具体的方法に関する事項

前述のとおり、傍受中又は再生中は常に2つの記録媒体に同時に記録しますが、

- 傍受の実施又は再生の実施を中断したとき
- 傍受の実施中又は再生の実施中に記録媒体を交換したとき
- 傍受の実施又は再生の実施を終了したとき

は、記録された2つのうちの1つについては、速やかに、立会人に封印を求めるとされています。そして、立会人が封印をした記録媒体は、遅滞なく、裁判官に提出しなければならないこととされています。

封印の具体的方法は、次のとおりです（別添3の図（省略）を御覧ください。）。

- (1) 当方で用意した粘着式紙片に、封印した年月日時分及び当該記録媒体の残容量を記載の上、署名押印してください。
- (2) (1)の粘着式紙片を記録媒体を収納したケースの外側から開閉される部分にまたがるように貼り、更にその上から、当方で用意したシール（透明で、剥がすと「開封済」と浮き出ます。）を帯状に貼り付けてください。

6 立会人であった方の保護

立会人であった方の氏名又はこれらを推知されるような事項は、みだりに公にされることは決してありません。したがって、立会人であった方に危害が及ぶということはほとんど考えられませんが、万が一そのような兆候がありましたら、警察に御連絡ください。警察においては、必要に応じ、保護のための措置を講じます。

7 秘密の保持

通信の傍受に関与した者等は、通信の秘密を不当に害しないように注意し、かつ、捜査の妨げとならないように注意しなければならない（通信傍受法第35条）ことに注意してください。

以上の説明に対し、質問があればお答えいたします。また、説明が理解いただけましたら、説明書の末尾に署名をお願いいたします。説明書は、立会いの終了の際に、お返しく下さい。

説明書

1 通信傍受法第13条、第25条その他の立会人に係る主要な法令の規定

通信傍受法第13条第1項（通信傍受法第21条第1項において準用する場合を含みます。）の規定により、傍受の実施又は再生の実施をするときは、立会人を常時立ち合わせなければならないこととされています。

そして、立会人には、

- ① 傍受令状に記載されている傍受の実施の対象とすべき通信手段、傍受の実施の方法及び場所、傍受ができる期間並びに傍受の実施に関する条件
- ② スポット傍受及びスポット再生の時間・間隔に関する警察本部長の指示
- ③ 傍受又は再生をした通信については全て記録しなければならない旨の通信傍受法第24条第1項の規定

等の遵守状況を確認していただきます。

そして、立会人は、通信傍受法第13条第2項（通信傍受法第21条第1項において準用する場合も含みます。）の規定により、警察官に対し当該傍受の実施又は再生の実施に関し意見を述べるができることとされ、通信傍受規則第12条第2項（同条第5項において準用する場合を含みます。）の規定により、立会人の意見が述べられたときは、警察官は、これを勘案して、必要に応じ、傍受の実施又は再生の実施の適正を確保するための措置を講じなければならないこととされています。意見がある場合には、所定様式の意見書に意見を記載していただき、意見がない場合には、その旨を意見書に記載していただくこととなります。

また、通信傍受法第25条第1項又は第2項の規定により、記録媒体の交換をしたときは、立会人にその封印を求めなければならないこととされています。封印の方法については、後で説明します。

2 傍受令状に記載されている傍受の実施の対象とすべき通信手段、傍受の実施の方法及び場所、傍受ができる期間並びに傍受の実施に関する条件

傍受の実施の対象とすべき通信手段は、〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇番の電話番号の電話です。

通信傍受法第20条第1項の規定によらない傍受（以下「従来型傍受」といいます。）を実施する場合、傍受の実施の方法及び場所は、〇県〇市…所在の〇〇株式会社〇〇支店●●階「●●」室において、記録装置をMDFの〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇の電話番号の回線に接続することにより実施するというものです。

通信傍受法第20条第1項の規定による傍受（以下「一時的保存型傍受」とい

います。)を実施する場合、傍受の実施の方法及び場所は、○県○市…所在の○○株式会社○○支店●●階「●●」室において、一時記録装置をMDFの○○-○○○-○○○○の電話番号の回線に接続することにより実施するというものです。

傍受ができる期間は、平成○○年○○月○○日から○日間です。

3 傍受又は再生のための機器の概要及びその使用方法

(1) 基本的事項

従来型傍受を実施する場合、傍受をした通信については全て2つの記録媒体に同時に記録します。記録していないとき等は、傍受できない仕組みになっています。

スポット傍受を開始した時点からあらかじめ設定した時間が経過すると自動的にスポット傍受が中断されます。

一時的保存型傍受を実施する場合、再生をした通信については全て2つの記録媒体に同時に記録します。記録していないとき等は、再生できない仕組みになっています。

スポット再生を開始した時点からあらかじめ設定した時間が経過すると自動的にスポット再生が中断されます。

(2) 画面表示等

捜査員の作業状況が記録装置の画面に標示されます。

ア 従来型傍受を実施する場合（別添1の図（省略）を御覧ください。）

記録装置において、傍受中は「記録中」と赤色表示され、傍受をしていないときは「中断・停止中」と緑色表示されます。

スポット傍受中は、「スポット傍受」と「記録中」が赤色表示されます。

令状記載傍受をしようとするときは、「令状記載」をクリックします。

そうすると、「令状記載」と「記録中」が赤色表示されます。外国語等傍受、他犯罪傍受及びスポット傍受についても同じです。

傍受を終了しようとするときは、「記録停止」をクリックします。そうすると、「記録停止」が赤色表示されます。

イ 一時的保存型傍受を実施する場合（別添2の図（省略）を御覧ください。）

一時記録装置において、再生中は「記録中」と赤色表示され、再生をしていないときは「中断・停止中」と緑色表示されます。

スポット再生中は、インジケータが青色表示されます。

令状記載再生をしようとするときは、「令状記載」をクリックします。

そうすると、インジケータが赤色表示されます。

同様に、外国語等再生はインジケータが黄色、他犯罪再生はインジケータがピンク色表示されます。

再生を終了しようとするときは、「記録停止」をクリックします。そうすると、「記録停止」が緑色表示されます。

4 スポット傍受又はスポット再生の時間間隔に関する警察本部長の指示

今回の傍受の実施又は再生の実施について、以下のとおり警察本部長の指示がなされており、これに基づいてスポット傍受又はスポット再生を行うこととしています。

(指示の内容)

スポット傍受又はスポット再生を開始した場合は、できる限り速やかに該当性判断を行うようにしなければならない。

(1) 該当性判断がつかない場合

- ① 該当性判断がつかないとしても、第1回目のスポット傍受又はスポット再生の開始時から 以内にスポット傍受又はスポット再生を中断しなければならない(中断後は、②に移行)。
- ② 中断の時点から が経過した後において、通話が継続しており、傍受すべき通信に該当するかどうかを判断するため必要があるときは、スポット傍受又はスポット再生を再開するものとする(再開後は、③に移行)。
- ③ スポット傍受を再開した場合も、できる限り速やかに該当性判断を行うようにしなければならない。仮に、該当性判断がつかないとしても、スポット傍受又はスポット再生の再開時から 以内にスポット傍受又はスポット再生を中断しなければならない(中断後は、②に移行)。ただし、話者・話題の転換を認めたために白紙の状態では該当性判断をしなければならないときは、①に移行する。

(2) 傍受すべき通信に該当しないことが明らかであると認めて傍受を終了した場合

- ① この終了時から を超えて通話が継続しており、当該終了時における話者・話題が転換していないかどうかを確認するため必要があると認めるときは、スポット傍受又はスポット再生を開始するものとする(開始後は、②に移行)。
- ② スポット傍受又はスポット再生を開始した場合、話者・話題が転換していないことの確認をできる限り速やかに行うようにしなければならない。この場合のスポット傍受又はスポット再生は、仮に確認がつかないとしても、開始時から 以内に中断しなければならない(中断後は、①に移行)。ただし、話者・話題の転換を認めたために白紙の状態では該当性判断をしなければならないときは、(1)①に移行する。

(3) 注意

以上の時間が経過する前であっても、傍受すべき通信に該当しないことが

明らかである場合に直ちにスポット傍受又はスポット再生を終了することはもちろんのこと、法第16条に規定する通信である可能性が認められるなどスポット傍受又はスポット再生を継続してよいかどうか判断に迷ったときも、慎重を期して、指示した時間が経過しなくともスポット傍受又はスポット再生を終了するようにしなければならない。

5 通信傍受法第25条第1項又は第2項の封印の具体的方法に関する事項

前述のとおり、傍受中又は再生中は常に2つの記録媒体に同時に記録しますが、

- 傍受の実施又は再生の実施を中断したとき
- 傍受の実施中又は再生の実施中に記録媒体を交換したとき
- 傍受の実施又は再生の実施を終了したとき

は、記録された2つのうちの1つについては、速やかに、立会人に封印を求めることとされています。そして、立会人が封印をした記録媒体は、遅滞なく、裁判官に提出しなければならないこととされています。

封印の具体的方法は、次のとおりです（別添3の図（省略）を御覧ください。）。

- (1) 当方で用意した粘着式紙片に、封印した年月日時分及び当該記録媒体の残容量を記載の上、署名押印してください。
- (2) (1)の粘着式紙片を記録媒体を収納したケースの外側から開閉される部分にまたがるように貼り、更にその上から、当方で用意したシール（透明で、剥がすと「開封済」と浮き出ます。）を帯状に貼り付けてください。

6 立会人であった方の保護

立会人であった方の氏名又はこれらを推知されるような事項は、みだりに公にされることは決してありません。したがって、立会人であった方に危害が及ぶということはほとんど考えられませんが、万が一そのような兆候がありましたら、警察に御連絡ください。警察においては、必要に応じ、保護のための措置を講じます。

7 秘密の保持

通信の傍受に関与した者等は、通信の秘密を不当に害しないように注意し、かつ、捜査の妨げとならないように注意しなければならない（通信傍受法第35条）ことに注意してください。

署 名 欄

私は、以上の説明を理解しました。（ ）

外国語等通信翻訳等・聴取等状況書

年 月 日

警察
司法警察員

犯罪捜査のための通信傍受に関する法律第14条第2項後段の規定による傍受すべき通信に該当するかどうかの判断のために行う翻訳又は復元（以下「翻訳等」という。）及び翻訳等がなされた通信の内容の聴取又は閲覧（以下「聴取等」という。）を行った状況は、以下のとおりである。

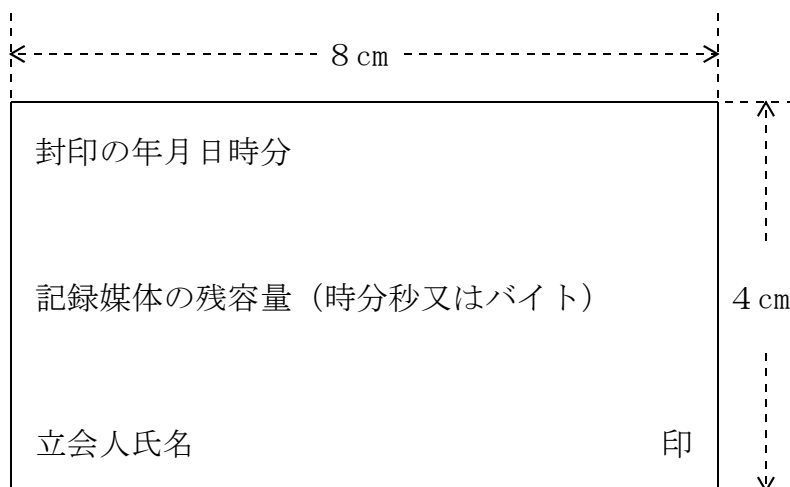
1 翻訳等の状況

- (1) 実施者
- (2) 実施年月日時
- (3) 実施場所
- (4) 翻訳等が行われた部分の特定
 - ア 通信記録物等を特定するに足りる事項
 - イ 翻訳等が行われた部分を特定するに足りる事項
- (5) 翻訳等の方法
- (6) 通信傍受規則第16条第3項の規定による措置の内容

2 聴取等の状況

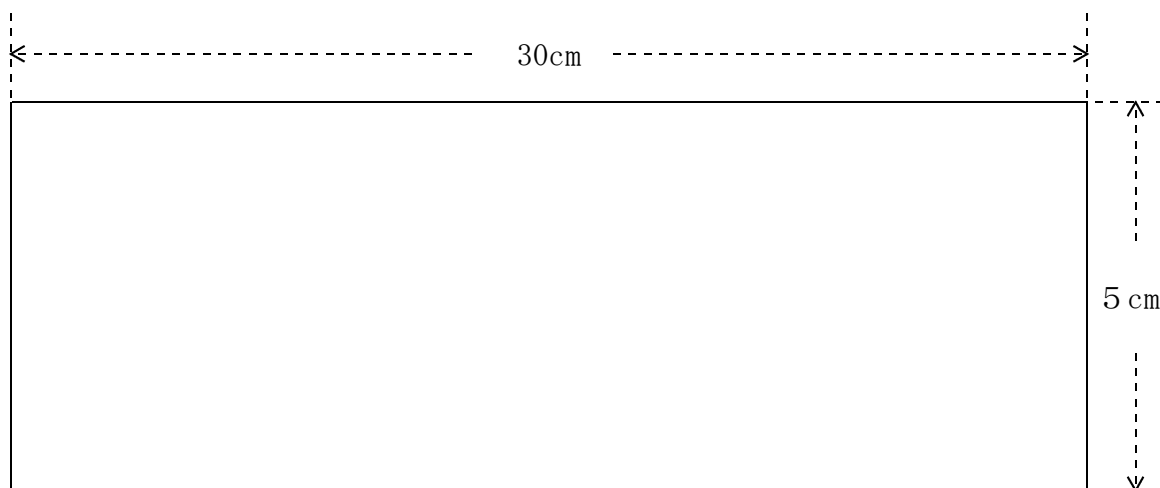
- (1) 実施者
- (2) 実施年月日時
- (3) 実施場所
- (4) 聴取等が行われた部分を特定するに足りる事項
- (5) 聴取等の方法

粘着式紙片



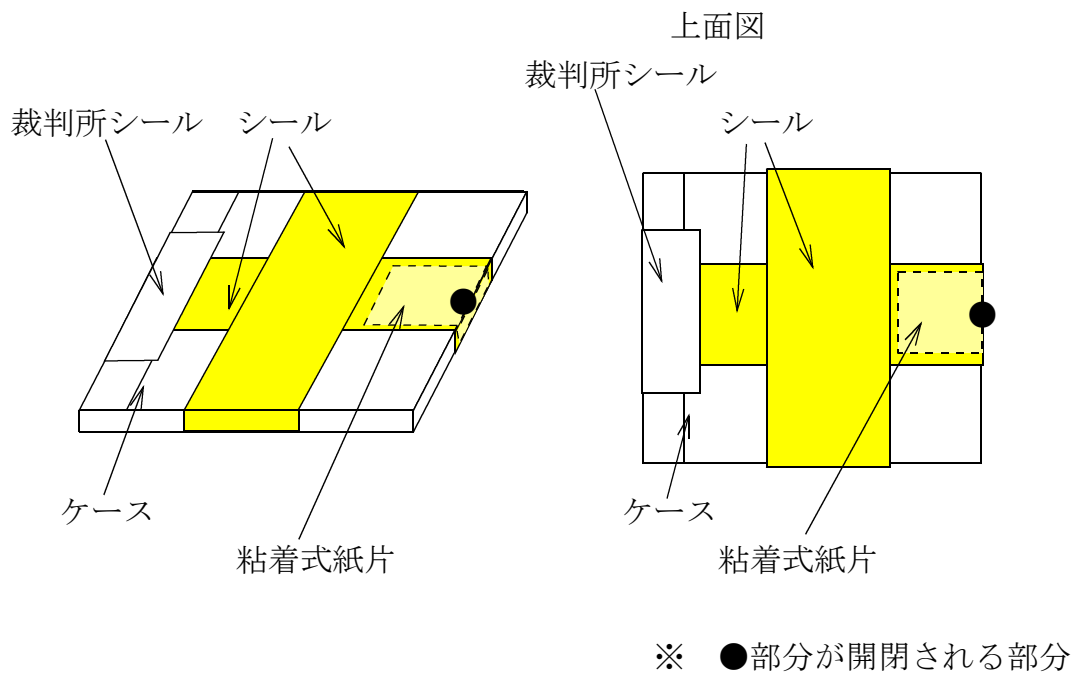
(注意) 粘着式紙片は、白紙のものを使用し、記載事項は全て立会人に記載させること。

シール

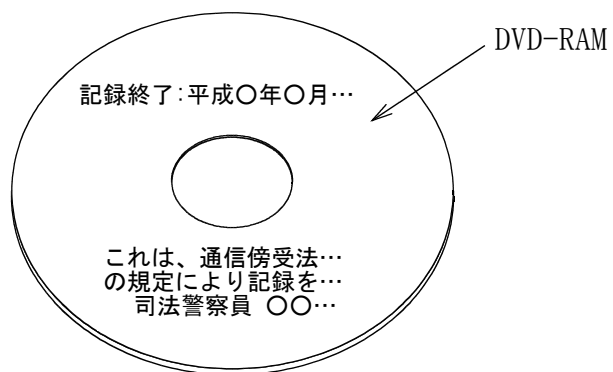


(注意) シールは、透明で、剥がすと「開封済」と文字が浮き出るものとする。

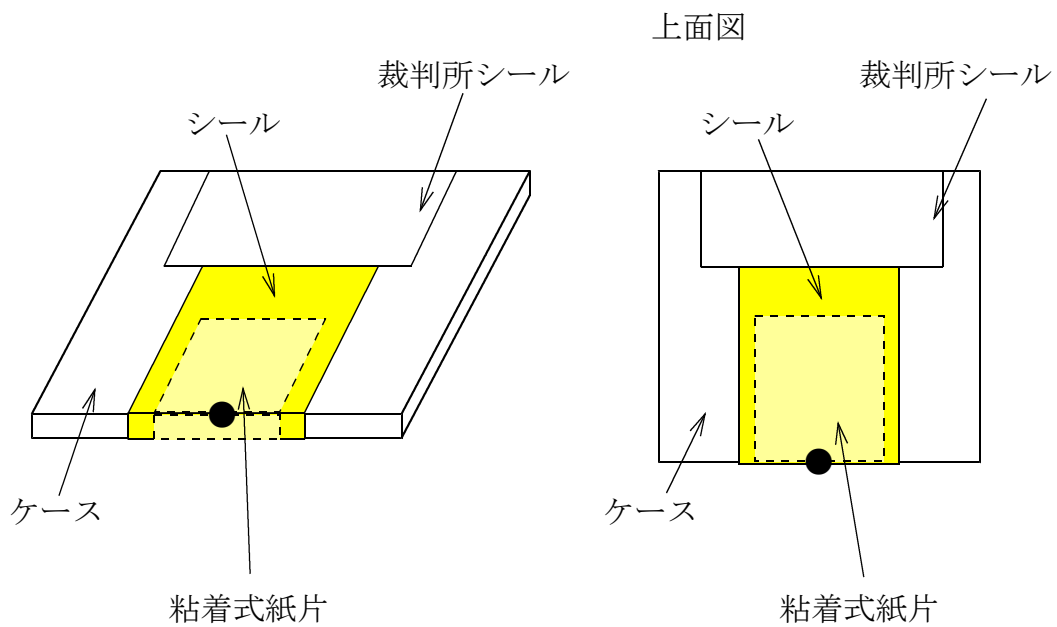
ケース（DVD-RAMの場合）に粘着式紙片等を貼付して封印した見取図



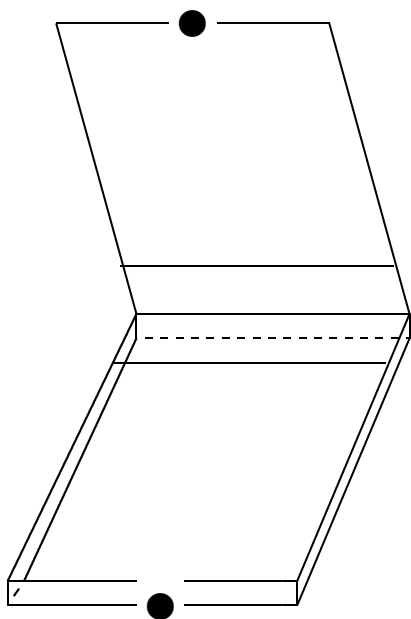
DVD-RAMに署名した状態



ケース（フロッピーディスクの場合）に粘着式紙片等を貼付して封印した見取図



ケースを開けた時の状態



※ ●部分が開閉される部分

通信記録物等（その他）作成報告書

年 月 日

警察
司法警察員

殿
警察
司法警察員

被疑者 に対する 被疑事件につき、
本職は、下記のとおり、通信記録物等（その他）を作成したので、報告します。

記

1 作成の目的

2 作成年月日時

年 月 日 午 時 分から 年 月 日 午 時 分まで

3 作成場所

4 元となった通信記録物等

別添記録媒体作成調書の写しのとおり

別添複製等作成調書（甲・乙）の写しのとおり

別添傍受記録作成調書の写しのとおり

その他（ ）

5 元となった通信記録物等の通信記録物等（その他）を作成した部分を特定するに足りる事項

6 作成した通信記録物等（その他）の数量

- (注意) 1 事例に応じ、不用な文字を削り、又は必要な訂正を加えて使用すること。
2 □印のある欄については、該当の□内にレ印を付すこと。

原記録用媒体管理簿

媒体番号	原記録用媒体 作成年月日	保管の開始年月日	保管の終了年月日 (裁判所提出年月日)	裁判所提出者氏名	提出先裁判所名	備考

通信記録物等出納簿

出庫年月日時	通信記録物等を特定するに足る事項	出庫の理由	出庫の承認印	受領者名	返納年月日時	備考

通信記録消去報告書

年 月 日

警察
司法警察員

殿
警察
司法警察員

本職は、下記のとおり通信の記録を消去したので、報告します。

記

- 1 消去の年月日時
- 2 消去に係る通信記録物等
 - 別添傍受記録作成調書の写しに係る傍受記録
 - 別添複製等作成調書（甲・乙）の写しに係る複製等（書面、書面以外）
 - 別添通信記録物等（その他）作成報告書の写しに係る通信記録物等（その他）
- 3 通信記録物等から消去した部分
- 4 消去の方法、立ち会った捜査幹部等
- 5 消去事由

- (注意) 1 事例に応じ、不用な文字を削り、又は必要な訂正を加えて使用すること。
2 □印のある欄については、該当の□内にレ印を付すこと。

通信記録物等管理要領（参考案）

第1 目的

この要領は、通信傍受規則（平成12年国家公安委員会規則第13号）第2条第13号に定める通信記録物等の取扱い及び保管について必要な事項を定め、もって通信記録物等の適正な管理を図ることを目的とする。

第2 準拠規定

通信記録物等の取扱い及び保管については、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律（平成11年法律第137号。以下「法」という。）、犯罪捜査のための通信傍受に関する規則（平成12年最高裁判所規則第6号）、通信傍受規則及び犯罪捜査のための通信傍受に関する司法警察職員捜査書類書式例（平成31年最高検企第117号。以下「書式例」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

第3 定義

1 複製等（書面）

複製等（書面）とは、法第29条第6項に規定する複製等のうち、傍受又は再生をした通信の記録の内容の全部又は一部をそのまま記録した書面をいう。

2 複製等（書面以外）

複製等（書面以外）とは、法第29条第6項に規定する複製等のうち、傍受又は再生をした通信の記録の内容の全部又は一部をそのまま記録した物をいう。

3 通信記録物等（その他）

通信記録物等（その他）とは、傍受記録作成用媒体（通信傍受規則第2条第12号に定める傍受記録作成用媒体をいう。以下同じ。）、傍受記録、複製等（書面）及び複製等（書面以外）以外の通信記録物等をいう。

第4 事件主管課長又は警察署長の管理責任

傍受を行う事件の警察本部主管課長（又は傍受を行う事件の捜査本部若しくは捜査班を設置した警察署の署長）は、通信記録物等の管理に関し、捜査主任官を指揮監督する。

第5 通信記録物等の作成

1 捜査主任官の指揮

通信記録物等の作成は、捜査主任官の指揮を受けて行う。ただし、急速を要し指揮を受けるいとまのない場合には、作成後、速やかにその旨を報告するものとする。

2 傍受記録の作成

傍受記録の作成は、原則として、当該通信の傍受又は再生をした司法警察員が行う。ただし、それが困難な場合は、捜査主任官は、傍受記録の作成に当たる者を指定し、指定された者以外の者にみだりに関与させないようにしなければならない。

3・4 略

5 作成の状況を明らかにした書類の作成

次の各号に掲げる通信記録物等の作成が終了したときは、速やかに、当該各号に定める書類を作成しなければならない。

(1) 略

(2) 傍受記録

傍受記録作成調書（書式例様式第7号）

(3) 複製等（書面）

傍受記録を作成する前に作成した場合は、複製等作成調書（甲）（書式例様式第6号）

傍受記録を作成した後に作成した場合は、複製等作成調書（乙）（書式例様式第8号）

(4) 複製等（書面以外）

(3)に同じ。

(5) 通信記録物等（その他）

通信記録物等（その他）作成報告書

6 通信記録物等の作成が終了した旨の通知

通信傍受規則第24条第2項の規定による通信記録物等管理者に対する通知は、5の書類（又はその写し）を提出することにより行うものとする。

7 通信記録物等の作成状況の簿冊への記載

通信記録物等管理者は、傍受記録管理簿、複製等（書面）管理簿、複製等（書面以外）管理簿及び通信記録物等（その他）管理簿に所要事項を記載するとともに、6により提出を受けた書類の写しを編綴し（通信傍受規則第24条第3項）、捜査主任官の決裁を受けるものとする。

第6 保管

1 原記録用媒体（従来型傍受又は一時的保存型傍受を実施した場合に作成されるものを除く。）、傍受記録作成用媒体、傍受記録及び複製等（書面以外）

他の証拠物件等と区別した上で、所定の金庫その他の施錠できる設備に収納して保管しなければならない。当該設備の鍵は、捜査主任官（不在の場合はこれに代わるべき者）が保管するものとする。

通信記録物等管理者は、保管の状況を第5の7の管理簿に記載し（通信傍受規則第24条第3項）、捜査主任官の決裁を受けるものとする。

2 複製等（書面）及び通信記録物等（その他）

(1) 作成者による保管

その作成者が、他の証拠物件と区別した上で、執務室の書庫等の適宜の設備に保管するものとする。

通信記録物等管理者は、保管の状況を第5の7の管理簿に記載し（通信傍受規則第24条第3項）、捜査主任官の決裁を受けるものとする。

(2) 保管の引継ぎ

保管を他の者に引き継ごうとする者は、通信記録物等を特定するに足りる事項、新たな保管者及び保管場所等を記載した書面により捜査主任官に承認を求め、承認を受けた後に保管の引継ぎをするものとし、当該書面は、通信記録物等管理者に交付するものとする（検察官に送致等をしようとするときも、同様とする。）。通信記録物等管理者は、当該書面の交付を受けたときは、当該通信記録物等に係る第5の7の管理簿に新たな保管者及び保管場所等を記載するとともに、当該書面を編綴し（通信傍受規則第24条第3項）、捜査主任官の決裁を受けるものとする。

第7 出納

傍受記録作成用媒体、傍受記録及び複製等（書面以外）の出庫を受けようとする者は、通信記録物等出納簿に所定事項を記載しなければならない。

通信記録物等管理者は、通信記録物等出納簿の記載を確認し、捜査主任官の承認を得て、通信記録物等を引き渡すものとする。

通信記録物等管理者は、通信記録物等の返納を確認したときは、返納年月日欄に所定事項を記載するものとする（通信傍受規則第24条第3項）。

第8 通信記録物等からの記録の消去

1 消去すべき通信記録物等の確認

通信記録物等から記録の消去をしなければならないときは、捜査主任官は、通信記録物等管理者に命じて、同時にその記録の消去を行うべき通信記録物等がないかどうかを確認させなければならない。

なお、法の規定によりその記録を消去しなければならない通信記録物等が検察官に送致されているときは、捜査主任官は、消去事由その他必要な事項

を当該検察官に通知するものとする。

2 消去

通信記録物等からの記録の消去は、捜査主任官が通信記録物等管理者に命じて行わせなければならない（通信傍受規則第23条第2項及び第3項並びに第24条第4項）。また、通信記録物等管理者は、捜査主任官又はこれに代わるべき者の立会いを得た上で消去の作業を行うものとする。

消去の作業は、記録媒体の場合は、記録装置の消去機能その他の消去した内容を復元できない方法により行うものとし、書面の場合は、可能であれば書面全体を裁断すること、該当部分を切り取ってこれを裁断すること、該当部分に黒塗り（裏面から透けて見える可能性がある場合は、裏面にも黒塗り）をすること等、いかなる方法によっても内容を認識することができなくなる方法により行うものとし、その他の物の場合も、これらに準じて、いかなる方法によっても内容を認識することができなくなる方法により行うものとする。

3 通信記録消去報告書の作成等

通信記録物等から記録を消去したときは、通信記録物等管理者は、速やかに、通信記録消去報告書を起案して捜査主任官及び第4に定める者の決裁を受け、第5の7の管理簿に所要事項を記載するとともに、当該通信記録消去報告書を編綴するものとする（通信傍受規則第24条第3項）。

また、通信傍受規則第23条第4項の規定により、同規則別記様式第5号の通信記録消去通知書による裁判官への通知をしたときは、当該通信記録消去通知書の写しも、同様に編綴するものとする。

第9 傍受記録等の送致

書式例本文第1の10に定める傍受記録等を送致する場合は、事件記録・証拠品送致票（甲）の備考欄に、「傍受記録等」と記載し、さらに、書式例様式第9号の傍受記録等総目録の番号を記載した上、検察庁証拠品係に提出し、同備考欄に証拠品事務官による受領印を受けるものとする。

なお、傍受記録作成用媒体の記録の全部を消去して作成した傍受記録についても、検察官に送致しなければならない。

第10 点検

通信記録物等管理者は、原則として始業時又は終業時（事件処理が一段落した後には、毎月最低1回）は、関係簿冊の記載と通信記録物等の保管等の状況の突合せを行うほか、必要な点検をしてその結果を捜査主任官及び第4に定める者に対し報告しなければならない。捜査主任官も、できる限

り、自ら必要な点検をしなければならない。

通信記録物等管理者は、適宜の方法により、これら点検の状況を書面に記録しておかなければならない。

第11 警察本部長に対する報告

捜査主任官は、通信記録物等を送致した場合、法第27条第3項又は法第28条第3項において準用する法第33条第3項の規定による命令により消去をした場合等の節目において、通信記録物等の作成、保管及び出納の状況、その記録の消去の状況その他その適正な管理のために必要な事項を警察本部長に対し報告しなければならない。

警察本部長は、毎年最低2回は、捜査の適正を確保するための指導に関する事務を所掌する警察本部の課（課に準ずるものを含む。）に所属する警視以上の警察官の中から適当な者を指名して、通信記録物等の作成、保管及び出納の状況、その記録の消去の状況その他その適正な管理のために必要な事項を点検・確認させ、その結果の報告を求めるものとする。